

第3章 ごみ処理基本計画

- 3-1 ごみを取り巻く社会情勢
- 3-2 ごみ処理の状況
- 3-3 ごみ処理の基本方針
- 3-4 ごみ処理基本計画

3-1 ごみを取り巻く社会情勢

3-1-1 関係法令

1) 関係法令の概要

平成12年6月「循環型社会形成推進基本法」が施行され、これを契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

関連法の概要等を表3-1-1に示します。

表3-1-1 関連法の概要

年 月	関 連 法	概 要
H 6. 8	環境基本法完全施行（環境全般）	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
H12. 4	容器包装リサイクル法完全施行	一般家庭から排出されるゴミの容積比で6割、重量比で2～3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
H12. 6	循環型社会形成推進基本法施行（循環型社会形成）	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
H13. 4	家電リサイクル法完全施行（家電品）	平成13年4月以降、エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法完全施行（各種製品、パソコン等）	10業種・69品目（一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー）を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法完全施行（自治体の調達品）	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
H13. 5	食品リサイクル法完全施行（食品残渣）	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
H14. 5	建設リサイクル法完全施行（建設廃棄物）	建築物を解体する際に廃棄物（コンクリート、アスファルト、木材）を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
H17. 1	自動車リサイクル法完全施行（自動車）	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金（フロン類、エアバッグ類、シェレッダーストのリサイクル）を負担することが義務付けられています。

2) 関係法令の体系

関連法の体系を図3-1-1に示します。

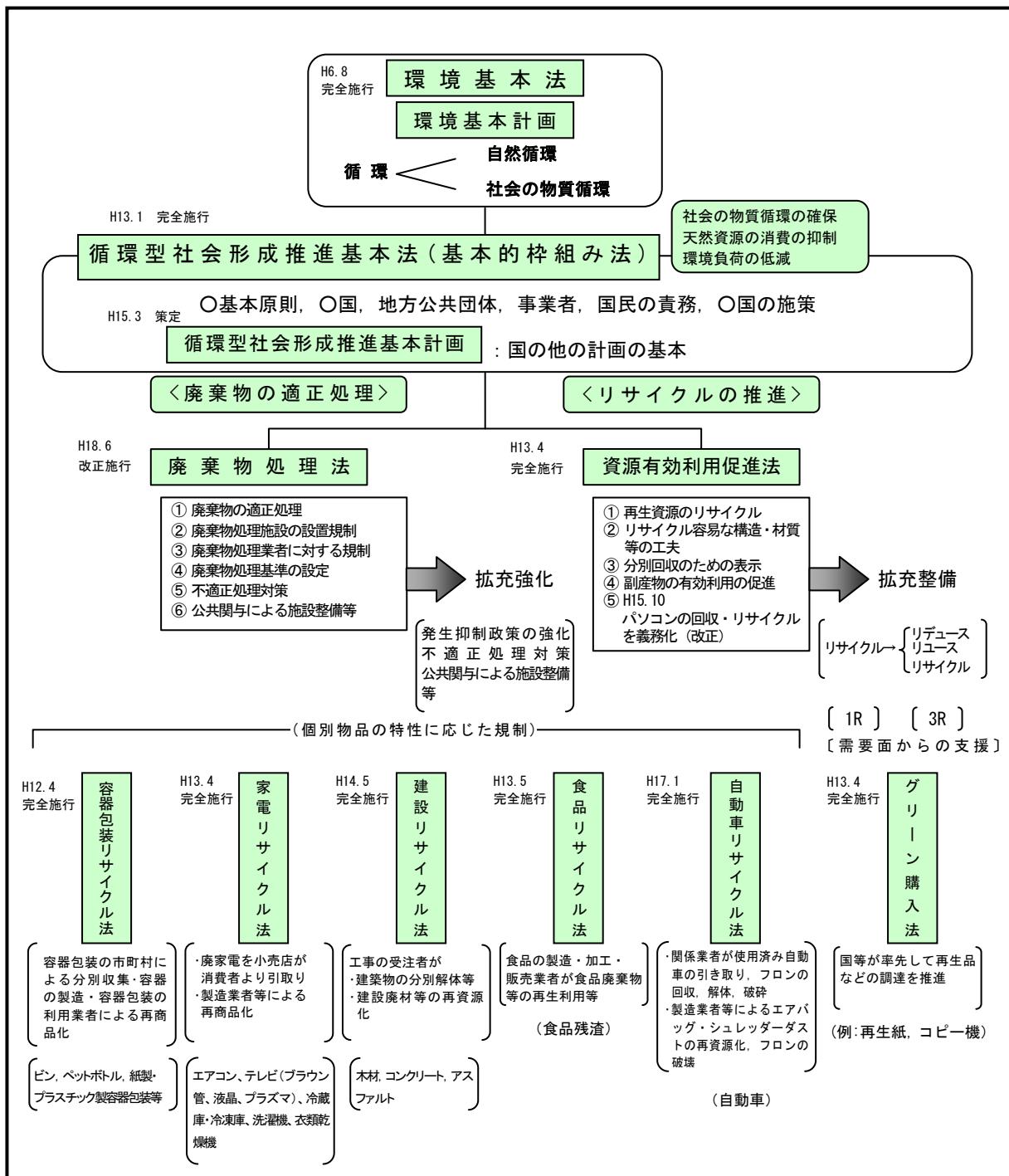


図3-1-1 循環型社会形成のための法体系図

3) 国の方針、都の計画など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。)に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。表 3-1-2 に廃棄物処理・資源化に関する国の方針・都の計画等の経過を示します。

表 3-1-2 廃棄物処理・資源化に関する国の方針・都の計画等の経過

年　月	関連する計画等
平成13年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針告示（国）
平成14年 1月	東京都廃棄物処理計画策定（東京都）
平成15年 3月	循環型社会形成推進基本計画策定（国）
平成17年 4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成18年 9月	東京都廃棄物処理計画策定（東京都）
平成20年 3月	循環型社会形成推進基本計画改定（国）
平成22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成23年 6月	東京都廃棄物処理計画策定（東京都）

4) 西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

本条例は、市民、事業者及び市が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の循環利用を図ることを目的として、平成 13 年 1 月に施行されました。

本基本計画の策定及び改定は本条例に基づきます。

3-1-2 国、都の達成目標

1) 国の達成目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

国の数値目標を表3-1-3、図3-1-2に示します。

表3-1-3 国の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	平成19年度に対し、平成27年度において約5%削減
リサイクル率	平成19年度の20%に対し、平成27年度において約25%に増加
最終処分量	平成19年度に対し、平成27年度において約22%削減

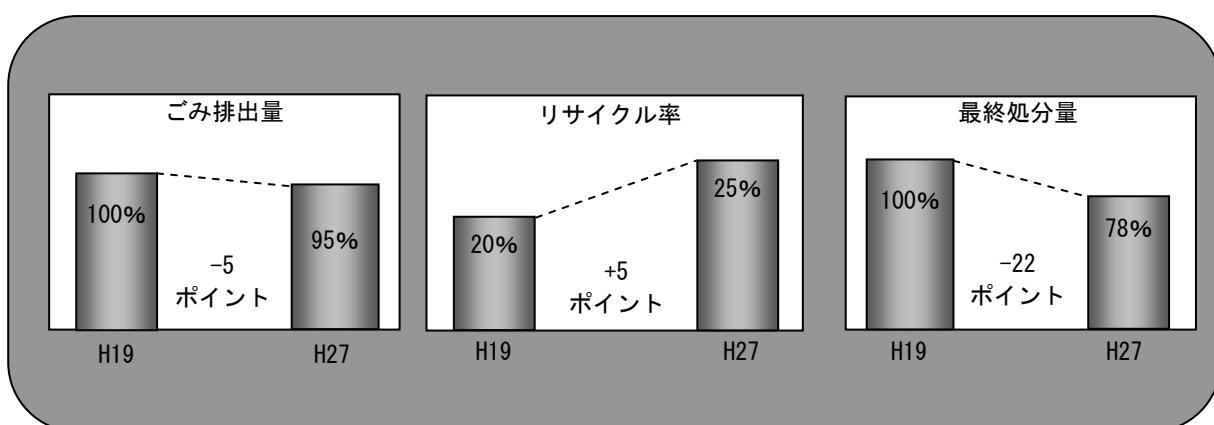


図3-1-2 国の数値目標

2) 都の達成目標

東京都では、平成23年6月、『東京都廃棄物処理計画』を改定しました。この計画は、持続可能な循環型社会の形成に向けた廃棄物の減量その他、その適正処理に関する具体的な目標や方策などについて定めています。同計画における数値目標を表3-1-4、図3-1-3に示します。

計画の基本方向
○発生抑制・リユースの促進 ごみを出さない社会の定着、家庭ごみの有料化
○リサイクルの促進 都市鉱山の開発、静脈物流の効率化、熱回収の高効率化、埋立処分場からのメタンガスの活用
○3R効果の見える化 資源投入量の見える化、資源の循環的利用による温室効果ガス削減効果の見える化、リサイクルに係る費用の透明化、3Rの取り組みを支える体制づくり、グリーン購入の普及啓発の促進
○有害廃棄物の適正処理の促進
○一般廃棄物の適正処理の促進 エアゾール缶、ライターなどの危険物、在宅医療廃棄物等の適正処理の促進
○廃棄物処理施設の適切な管理運営
○優良な処理業者が優位に立てる環境づくり
○スーパーエコタウン事業の推進
○共同技術研究の実施

表3-1-4 都の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	平成19年度に対し、平成27年度において7%削減
リサイクル率	平成19年度の22%に対し、平成27年度において26%に増加
最終処分量	平成19年度に対し、平成27年度において60%削減

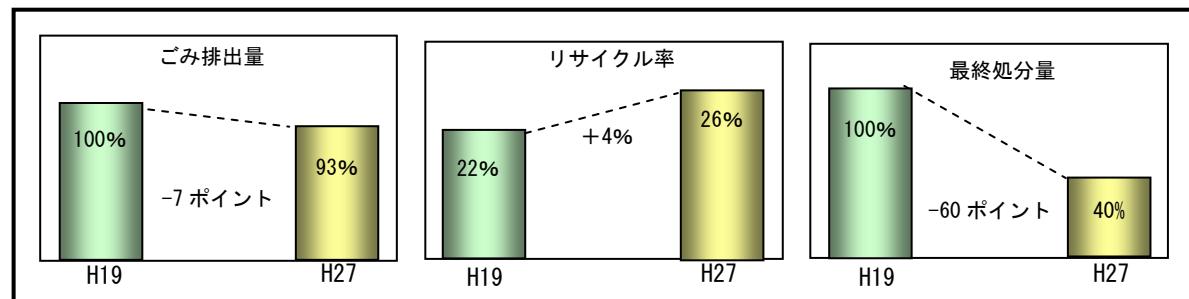


図3-1-3 都の数値目標

3-2 ごみ処理の状況

3-2-1 家庭系ごみの分別区分

家庭系ごみの分別区分を表3-2-1、表3-2-2に示します。

表3-2-1 家庭系ごみの分別区分（その1）

分別区分	ごみの種類
可燃ごみ	生ごみ・貝殻、汚れた古布、ティッシュ、シップ菓、まくら、足拭きマット、ぬいぐるみ、そうめんの箱、花火、ペット砂、たばこの吸殻、衛生用品（包帯・下着類等）、資源にならない紙類（レシート・油で汚れた紙等・カーボン系紙類）、帽子、すだれ（指定袋に入るもの）、ピザの箱、軍手、ほうき、木製バット、キルティング、剪定枝、草・落ち葉、おむつ
不燃ごみ	汚れたラップ・アルミホイル、ストロー・歯ブラシ、プラスチック製おもちゃ、ポリエチレン容器、スプーン・フォーク（プラスチック製）、結束バンド、プラスチック製ハンガー、せともの・ガラス食器、植木鉢・バケツ（小）、簡易カイロ、ゴム・革製品、ビデオ・カセットテープ類、洗えないプラスチック容器包装類、プラスチックケース、スポンジ、うちわ、長靴、バネ付きポンプ、鉢、空気入れ（プラスチック製）、釣竿、プランター、雨カッパ、プラスチック製バット、キーボード、アルバム
有害ごみ・危険物	蛍光管電球・蛍光管、乾電池・体温計、危険物（刃物類）
粗大ごみ	机、イス、タンス、テーブル、カーペット、ふとん、ビデオデッキ、ステレオ、ストーブ、扇風機、ガステーブル、スキーパー、自転車、三輪車、ベビーカーなど

表3－2－2 家庭系ごみの分別区分（その2）

分別区分		ごみの種類
資源ごみ	びん	ガラスびん、ビールびん、一升びん、ジャムのびん、インスタントコーヒーのびん等
	缶	アルミ缶・スチール缶・缶ビール・ジュースの缶・のり缶・お茶の缶・お菓子の缶等
	ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用などペット1と表示されたもの
	スプレー缶・ライター	スプレー缶、カセットボンベ、ライター
	金属類	王冠・金属製のフタ・スプーン・フォーク、金属製水筒、傘、工具類、鉄製ハンガー、金属製空気入れ、三脚、金属製携帯いす、鉄アレイ（単体10kgまで）、スコップ、金属製あみ、金属製バット、キックスケーター、一斗缶、ACアダプター、AVコード、ケーブル類、電源コード等
	廃食用油	サラダ油などの食用油
	プラスチック容器包装類	ポリ袋類、トレイ類、カップ・パック類、緩衝材・発泡スチロール、キャップ・ラベル類、洗剤ボトル・シャンプーボトル
	新聞	新聞紙、折込チラシ
	ダンボール	ダンボール
	古紙・雑誌	メモ用紙、ラップの芯、お菓子の箱、ティッシュ箱、レトルト食品の箱
古紙・古布類	紙容器・牛乳パック	紙容器、牛乳パック、アルミコーティング紙、缶ビール紙パック
	古布類	衣類、ハンカチ、毛布、シーツ、カーテン、ネクタイ等
剪定枝		剪定枝、草・落ち葉（5束又は5袋以上）

3－2－2 家庭系ごみの排出方法

家庭系ごみの排出方法を表3－2－3、表3－2－4に示します。

表3－2－3 家庭系ごみの排出方法（その1）

分別区分	排出方法	排出容器
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみは水分をよく切ってから指定袋に入れて出す。 割り箸、串などは、危険のないように新聞紙などで包んでから指定袋に入れて出す。 夏掛け用ふとん、座布団等は、指定袋に入るものであれば、指定袋に入れて出す。 	可燃ごみ指定収集袋
	<ul style="list-style-type: none"> 剪定枝は長さ1m以内、太さ5cm以内であれば、紐で束ねて出す。(1回につき3束まで) 草・落ち葉は袋に入れて出す。(1回につき3袋まで) 紙おむつは、汚物を取り除き袋に入れ、「おむつ」と書いて出す。 	透明・半透明の袋
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ビデオ・カセットテープは、指定袋内の上部にまとめるか、テープのみ単体で指定袋にまとめて出す。 割れたガラス、鏡などは、危険のないように新聞紙などで包んでから指定袋に入れて出す。 	不燃ごみ指定収集袋
有害ごみ・危険物	<ul style="list-style-type: none"> 刃物類など危険物は、紙などに包んで「キケン物」と表記してから袋に入れて出す。 	透明・半透明の袋
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> タンスなど大型のものはサイズを調べてから申し込み、粗大ごみシール販売所で粗大ごみ処理シールを購入、記入・貼付してから出す。 可燃ごみ指定袋に入らない「ふとん」は粗大ごみとする。 引越しなどで大量に粗大ごみを出すときは、自己処理となる。 	—

表3－2－4 家庭系ごみの排出方法（その2）

分別区分		排出方法	排出容器
資源ごみ	びん	・中身は空にして中をすすいでから出す。	専用カゴ
	缶	・中身は空にして中をすすいでから出す。	専用カゴ
	ペットボトル	・ラベルとキャップをはずし、中をすすいでから出す。	専用カゴ
	スプレー缶・ライター	・透明・半透明の袋に入れて出す。	専用カゴの横
	金属類	・金属製であっても、粗大ごみは出せない。 ・傘の布・ビニール部分は可能な範囲で取って出す。	専用カゴ
	廃食用油	・必ずペットボトル等の容器に入れて、しっかりと栓をして出す。 ・びん、牛乳パック、保存用パック等で出さないこと。 ・灯油・エンジンオイル・機械油などは出せない。	専用カゴ
	プラスチック容器包装類	・汚れを落とせる物は、洗浄して乾かしてから指定袋に入れて出す。 ・プラスチック容器包装類でも、汚れが落ちないものは不燃ごみとして出す。 ・小袋に詰めたものを指定袋に入れないと、二重にするときは透明な袋を使う。	プラスチック製容器包装類指定収集袋
	新聞	・新聞紙・折込チラシは一緒に紐で縛って出す。 ・新聞紙、折込チラシ以外のものを混ぜないこと。	—
	ダンボール	・ダンボールは、開いて紐で縛るか、または、ダンボール単体でまとめて出す。	—
	古紙・雑誌	・雑誌類は、まとめて紐で縛って出す。古紙は、紙袋にまとめて出すか、雑誌にはさんで出す。 ・シュレッダー紙は透明・半透明の袋にまとめて出す。	—
	紙容器・牛乳パック	・牛乳パックは、すすいで切り開き、乾かしてから束にまとめて出す。 ・アルミコーティング紙や缶ビール紙パックは、単体で5枚程度にまとめてから出す。	—
	古布類	・紐で縛って出す。又は、破けないように注意して、透明・半透明の袋にまとめて出す。 ・雨の日は出さない。	—
剪定枝		・5束（5袋）以上排出する際は、ごみ減量推進課に連絡する。	—

3-2-3 ごみ排出量

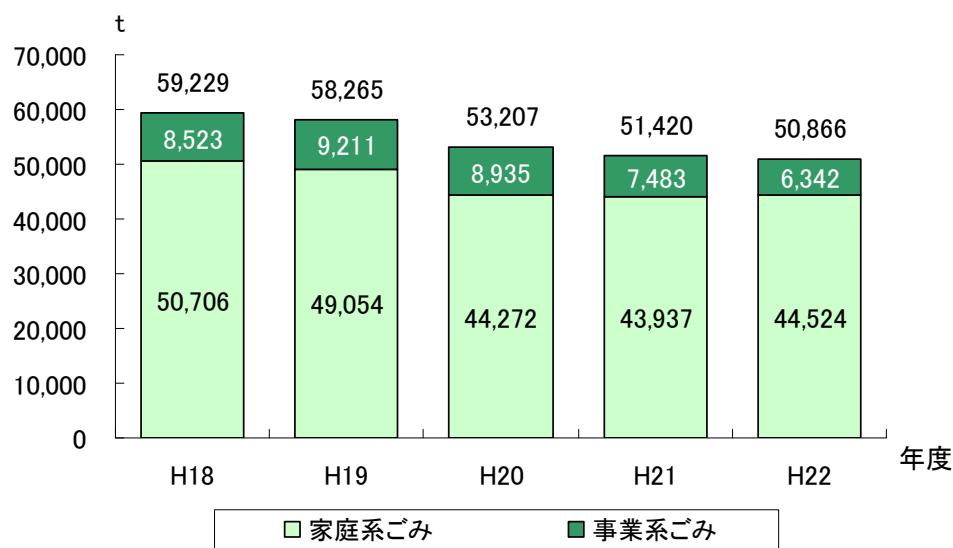
1) ごみ排出量の実績

(1) ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量は平成 18 年度の 59,229t をピークに減少し、平成 22 年度には 50,866t (14% 減) となっています。

また、家庭系ごみ量^{※1}、事業系ごみ量^{※2}ともに平成 18 年度をピークに減少し、平成 22 年度にはそれぞれ 44,524t (12% 減)、6,342t (26% 減) となっています。

図 3-2-1 に、ごみ排出量の推移を示します。



※ 事業系ごみ排出量には、個人搬入ごみが含まれています。

図 3-2-1 ごみ排出量の推移

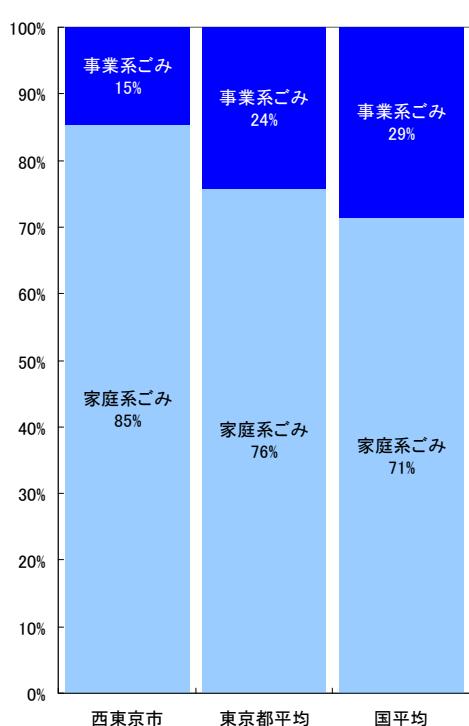
平成 21 年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比及び 1 人 1 日平均排出量(以下、「原単位^{※3}」といいます。)を図 3-2-2 に示します。本市の家庭系ごみと事業系ごみの構成比は、国、都平均に比較して事業系ごみがそれぞれ 14 ポイント、9 ポイント低い値となっています。原単位については、家庭系ごみ、事業系ごみとも都平均及び国平均より低い値となっています。

※1 家庭系ごみ：市が定期収集するごみ及び集団回収により回収された資源ごみの総量

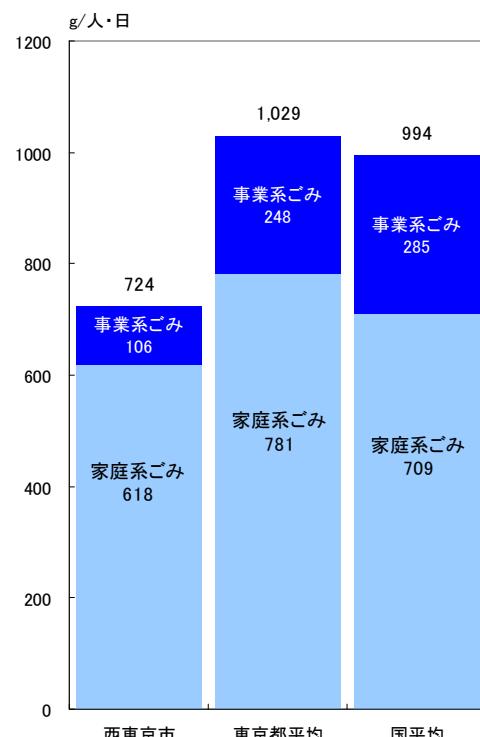
※2 事業系ごみ：事業者が直接自らあるいは許可業者に依頼して処理施設等に搬入したごみの総量

※3 原単位=ごみ排出量÷行政区域内人口÷365日×1,000,000

【家庭系ごみと事業系ごみの構成比】



【家庭系ごみと事業系ごみの原単位】



(資料：都平均、国平均は平成21年度環境省一般廃棄物処理実態調査)

図3－2－2 家庭系ごみと事業系ごみ(平成21年度)

また、1事業所あたりのごみ排出量を表3－2－5に示します。

本市は、1事業所あたり 1,226kg/年ですが、東京都平均 1,496kg/年、国平均 2,089 kg/年となっており、都平均より 18%、国平均より 41%低い値となっています。

表3－2－5 1事業所あたり排出量 (H21年度)

項目	区分	西東京市	東京都	国
事業所数	[事業所]	6,102	766,868	6,356,329
人口	[人]	194,693	12,665,949	127,429,340
人口当たりの事業所数	[事業所/千人]	31	61	50
事業系ごみ排出量	[t]	7,483	1,147,554	13,278,106
1事業所あたり排出量	[Kg/年]	1,226	1,496	2,089

事業所数は、経済センサス（平成21年）

県・国の事業系ごみ量は環境省一般廃棄物処理実態調査H21

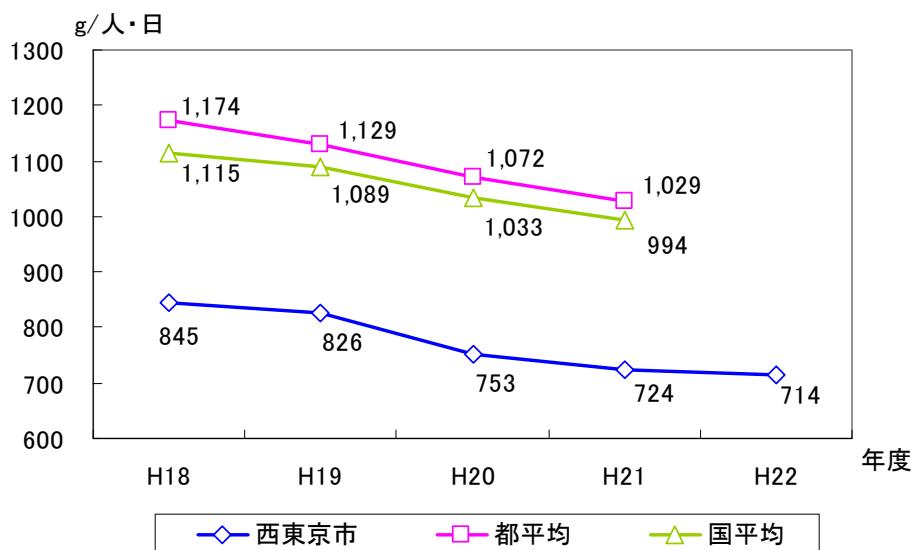
1事業所あたり排出量=事業系ごみ排出量(t) ÷ 事業所数(事業所) × 1,000

人口あたりの事業所数=事業所数(事業所) ÷ 人口(千人)

2) 1人1日平均排出量

本市の原単位は、平成18年度の845g/人・日をピークに減少し、平成22年度には714g/人・日(16%減)となっています。

図3-2-3に、原単位の推移を示します。



(資料：都平均、国平均は平成18～21年度環境省一般廃棄物処理実態調査)

図3-2-3 原単位の推移

3) 種類別ごみ排出量の内訳

本市の平成22年度の種類別ごみ排出量は、可燃ごみが最も多く30,217t(59.4%)、次いで資源ごみが13,568t(26.7%)、不燃ごみが3,430t(6.7%)、集団回収が3,360t(6.6%)、粗大ごみが228t(0.5%)、有害ごみ63t(0.1%)となっています。

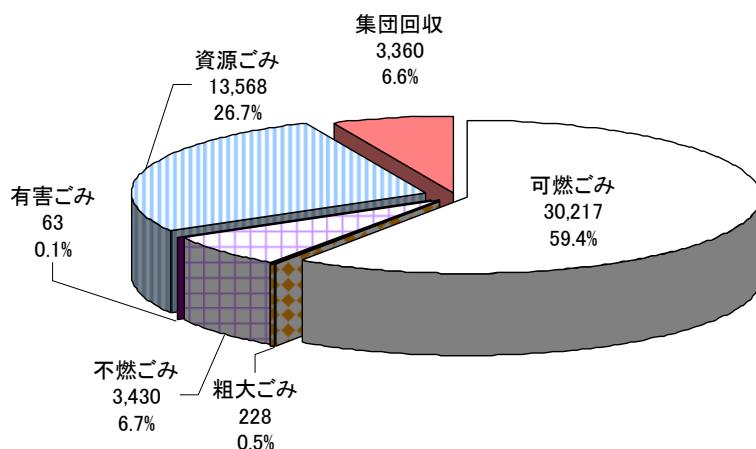


図3-2-4 種類別ごみ排出量(平成22年度)

3-2-4 資源化の実績

1) 資源化量の推移

本市の資源化量は、平成19年度の21,871tをピークに減少し、平成21年度には20,940tとなりますが、平成22年度には21,404tに増加しています。

図3-2-5に資源化量の推移を、表3-2-6に資源化量の内訳を示します。

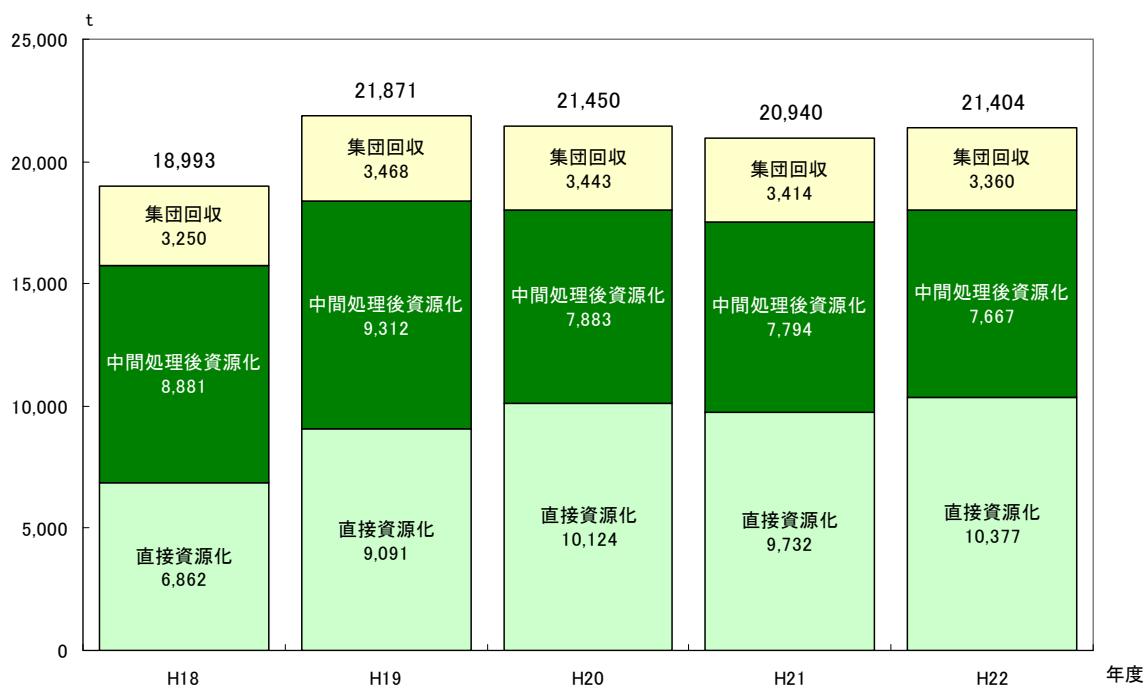


図3-2-5 資源化量の推移

表3－2－6 資源化量の内訳

区分	年度 単位					
		H18	H19	H20	H21	H22
資源化量	t/年	18,993	21,871	21,450	20,940	21,245
直接資源化	t/年	6,862	9,091	10,124	9,732	10,195
古紙・布類	t/年	6,828	7,523	7,488	7,286	7,470
新聞・雑誌・段ボール	t/年	6,168	6,707	6,748	6,540	6,714
布類	t/年	660	816	740	746	756
牛乳パック	t/年	0	0	0	0	0
金属類	t/年	0	77	139	170	277
白色トレイ	t/年	8	8	0	0	0
プラスチック容器包装	t/年	0	1,459	2,452	2,229	2,309
廃食用油	t/年	3	24	45	47	51
剪定枝・草類	t/年	23	0	0	0	88
中間処理後資源化	t/年	8,881	9,312	7,883	7,794	7,690
ガラス類	t/年	1,611	1,647	1,583	1,601	1,613
生びん	t/年	251	231	144	63	64
カレット	t/年	1,360	1,416	1,439	1,538	1,549
金属類	t/年	594	595	607	594	589
スチール缶	t/年	309	308	308	285	288
アルミ缶	t/年	285	287	299	309	301
回収鉄類	t/年	612	541	318	334	305
ペットボトル	t/年	538	565	555	559	565
エコセメント(焼却残渣の資源化)	t/年	4,738	5,107	4,367	4,310	4,203
RPF(不燃残渣の資源化)	t/年	788	857	453	396	415
集団回収量	t/年	3,250	3,468	3,443	3,414	3,360

3－2－5 収集・運搬の概要**1) 収集・運搬の状況**

本市の収集・運搬の状況を表3－2－7に示します。

収集・運搬区域は、市全域です。

表3－2－7 家庭系ごみの収集状況

平成24年1月1日現在

分別区分	収集方法	収集回数	直営・委託
可燃ごみ	戸別収集	週2回	委託
不燃ごみ	戸別収集	隔週1回	委託
有害ごみ			委託
粗大ごみ	戸別収集	随時	委託
資源ごみ	びん	資源集積所収集	直営・委託
	缶		
	ペットボトル		
	スプレー缶・ライター		
	金属類	資源集積所収集	直営
	廃食用油	資源集積所収集	直営・委託
	プラスチック容器包装類	戸別収集	委託
	古紙・古布類	資源集積所収集	委託
	剪定枝	戸別収集	直営

2) 収集・運搬車両

本市の収集・運搬車両の状況を表3-2-8に示します。

直営の収集・運搬車両は24台、委託の収集・運搬車両は57台、収集許可の収集・運搬車両は89台となっており、総積載量は666tとなっています。

表3-2-8 収集・運搬車両

区分 項目	直営	収集委託	収集許可	合計
収集車台数[台]	24	57	89	170
積載量[t]	49	125	492	666
件数[件]	—	9	45	54

(資料:平成21年度 環境省一般廃棄物処理実態調査 平成21年10月現在)

3) 収集・運搬量

本市のごみ収集・運搬量を表3-2-9に示します。

収集・運搬量の合計は減少傾向を示し、平成22年度には、50,866tとなっています。日平均は、139.4t/日となっています。

表3-2-9 ごみ収集・運搬量

区分	年度 単位	H18	H19	H20	H21	H22
収集運搬量合計	t/年	59,229	58,265	53,207	51,420	50,866
日平均	t/日	162.3	159.6	145.8	140.9	139.4
収集ごみ	t/年	59,229	58,265	53,207	51,420	50,866
家庭系ごみ	t/年	50,706	49,054	44,272	43,937	44,524
収集量	t/年	47,456	45,586	40,829	40,523	41,164
可燃ごみ	t/年	30,643	28,009	24,521	24,261	23,911
不燃ごみ	t/年	6,614	5,021	2,768	3,191	3,409
粗大ごみ	t/年	215	235	227	204	213
有害ごみ	t/年	58	70	55	54	63
資源物	t/年	9,926	12,251	13,258	12,813	13,568
事業系ごみ(私車)	t/年	8,523	9,211	8,935	7,483	6,342
可燃ごみ	t/年	8,480	9,165	8,880	7,443	6,306
不燃ごみ	t/年	8	11	19	14	21
粗大ごみ	t/年	35	35	36	26	15

3-2-6 中間処理の概要

1) 中間処理の状況

本市の中間処理の状況を表3-2-10に示します。

表3-2-10 中間処理の状況

分別区分	中間処理等の概要
可燃ごみ	柳泉園組合の焼却処理施設で焼却し、焼却残渣はエコセメントの原料として再利用しています。
不燃ごみ・危険物	柳泉園組合の粗大ごみ処理施設で選別・破碎され、選別後に発生する可燃分は焼却処理施設で焼却処理、不燃残渣は民間施設に搬入してRPF（固体燃料化）として再利用しています。
有害ごみ	柳泉園組合に保管後、処理委託業者で適正処理しています。
粗大ごみ	柳泉園組合の粗大ごみ処理施設で選別・破碎され、選別後に発生する可燃分は焼却処理施設で焼却処理、不燃残渣は民間施設に搬入してRPF（固体燃料化）として再利用しています。
資源ごみ	びん 柳泉園組合のリサイクルセンターで選別後、資源化しています。
	缶 柳泉園組合のリサイクルセンターで選別後、資源化しています。
	ペットボトル 柳泉園組合のリサイクルセンターで選別後、資源化しています。
	スプレー缶・ライター 柳泉園組合で処理後、資源化しています。
	金属類 直接資源化しています。
	廃食用油 直接資源化しています。
	プラスチック容器包装類 直接資源化しています。
	古紙・古布類 直接資源化しています。
	剪定枝 直接資源化しています。

2) 中間処理施設

本市から排出されたごみ及び資源物については、本市、清瀬市、東久留米市の3市で構成されている柳泉園組合で共同処理しています。

可燃ごみは柳泉園クリーンポートで焼却処理され、焼却残渣はエコセメントの原料として再利用しています。不燃ごみ、粗大ごみは粗大ごみ処理施設で選別・破碎され、選別後に発生する可燃分は焼却処理施設で焼却処理し、不燃残渣は民間施設に搬入してRPF（固体燃料）化しています。

資源物はリサイクルセンターで再選別し、プレス機による圧縮等の処理を行い、資源回収業者へ引き渡しています。

柳泉園組合ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターの概要を以下に示します。

表3－2－11 ごみ焼却処理施設の概要

区分	内容
施設名称	柳泉園クリーンポート
所在地	東久留米市下里4-3-10
建設年月	着工：平成9年7月 竣工：平成13年12月（平成12年11月より稼動）
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	ストーカ方式
処理能力(基数)	315t/日（105t/日×3基）
総事業費	14,400,183千円
余熱利用施設	室内プール、浴場施設
建築面積	工場棟：約6,496m ² 管理棟：約978m ²
延床面積	工場棟：約20,698m ² 管理棟：約2,939m ²
煙突高さ	100m
発電設備	蒸気タービン方式（最大6,000kW）
公害防止対策設備	乾式消石灰・活性炭噴霧+バグフィルタ+脱硝反応塔

表3－2－12 粗大ごみ処理施設の概要

区分	内容
施設名称	粗大ごみ処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：昭和 48 年 11 月 竣工：昭和 50 年 3 月 改造(破碎装置)：昭和 58 年 12 月～昭和 59 年 3 月 改造(クレーン及びピット)：昭和 60 年 9 月～昭和 61 年 2 月
破碎型式	豎型リンググラインダ式破碎機
処理能力	50t/5h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	破碎鉄分、可燃物、不燃物、フィルム状プラスチック
処理設備	破碎機、サイクロン選別機、磁選機、トロンメル選別機
総事業費	150,000 千円
改造費(破碎装置)	149,900 千円
改造費(クレーン及びピット)	123,000 千円
建築面積	約 387 m ²
延床面積	約 586 m ²

表3－2－13 リサイクルセンターの概要

区分	内容
施設名称	リサイクルセンター
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 4 年 12 月 竣工：平成 5 年 10 月
処理能力	65t/5h(缶類：10t/5h、びん類：15t/5h、古紙・古布類 40t/5h)
処理対象	缶類、ビン類、古紙・古布類
処理設備	磁選機、アルミ選別機、鉄プレス機、アルミプレス機、古紙圧縮梱包機、カレット選別装備(ターンテーブル)
総事業費	1,215,091 千円
建築面積	約 1,560 m ²
延床面積	約 2,690 m ²

(1) 焼却処理量

本市の焼却処理量は、平成 18 年度をピークに減少し、平成 22 年度は 33,310t となっています。

図 3－2－6 に焼却処理量の推移を示します。

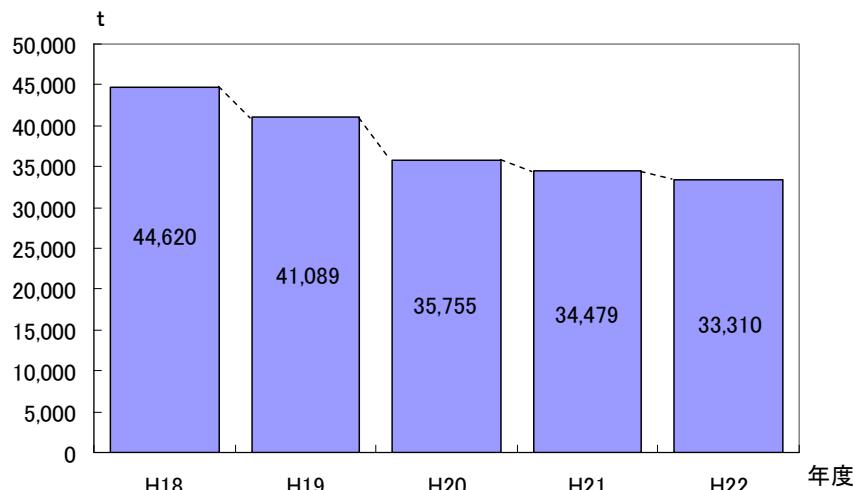


図 3－2－6 焼却処理量の推移

(2) 不燃・粗大ごみ処理量

図 3－2－7 に不燃・粗大ごみ処理量の推移を示します。平成 18 年度をピークに減少し平成 20 年度には 3,050t となりましたが、その後は上昇傾向となり平成 22 年度には 3,658t となっています。

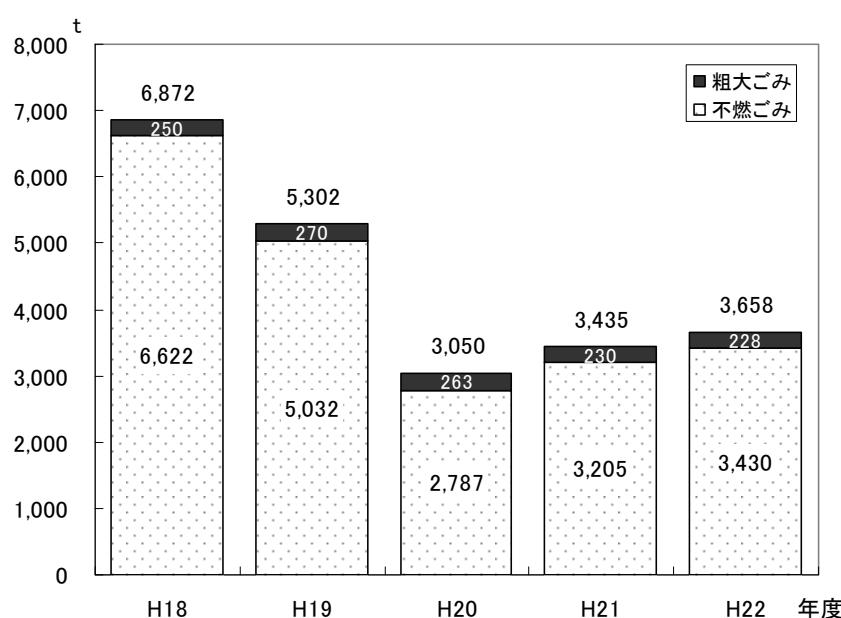


図 3－2－7 不燃・粗大ごみ処理量の推移

(3) 残渣の処理

焼却残渣については、平成18年6月までは東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場に埋立していましたが、エコセメント化施設竣工後はエコセメントの原料として利用しています。

不燃残渣については、平成17年4月より民間施設に搬入しRPF（固体燃料）化しています。

エコセメント化施設の概要を以下に示します。

表3-2-14 エコセメント化施設の概要

区分	内容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内 7642 番地
建設年月	着工：平成15年2月 竣工：平成18年7月
処理能力	焼却残渣等の処理能力 約330t/日（平均処理量 約300t/日）
生産能力	エコセメント生産能力 約520t/日（平均生産量 約430t/日）
処理対象	多摩地域各市町のごみ焼却施設から排出される焼却残渣、溶融飛灰及び二ツ塚処分場に分割埋立された焼却残渣
総事業費	約26,500,000千円

(4) 家庭系ごみのごみ質分析結果

① 可燃ごみ

図3-2-8に平成22年度に実施した家庭系可燃ごみのごみ質分析結果、

図3-2-9に可燃ごみ中の不適正物の内訳を示します。

可燃ごみについては、生ごみが約40～45%を占めています。

本来は可燃ごみに入れてはいけない不適正物が約6～30%を占めています。

不適正物の中で古紙類が約48～63%を占めています。

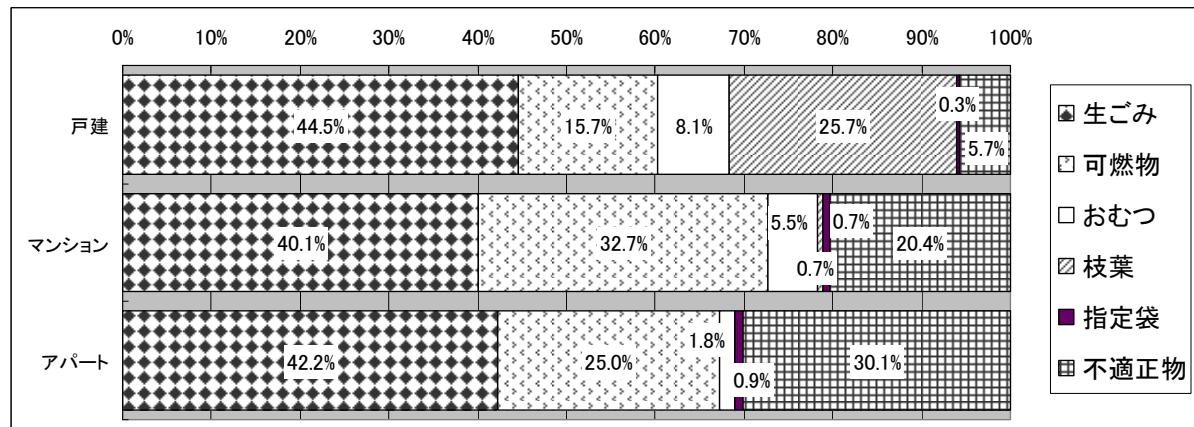


図3-2-8 可燃ごみの組成分析結果

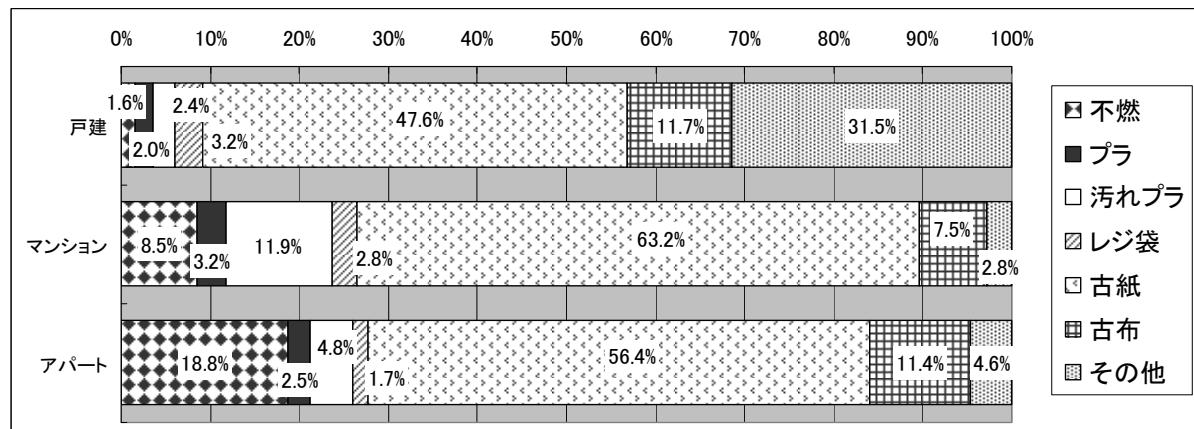


図3-2-9 可燃ごみ中の不適正物の内訳

② 不燃ごみ

図3-2-10に平成22年度に実施した家庭系不燃ごみのごみ質分析結果、図3-2-11に不燃ごみ中の不適正物の内訳を示します。

不燃ごみについては、不燃ごみが約37～66%を占めています。

不燃ごみに入れてはいけない不適正物が約19～41%を占めています。

不適正物の中でプラスチック類が約18～35%、可燃物が約12～26%、金属類が約11～28%、ビン類が約2～12%、粗大ごみが約22～23%を占めています。

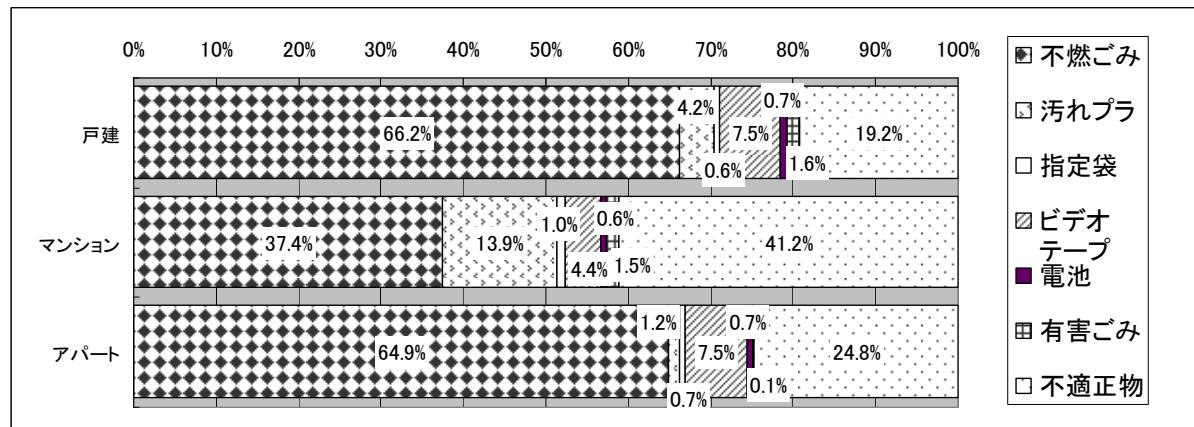


図3－2－10 不燃ごみの組成分析結果

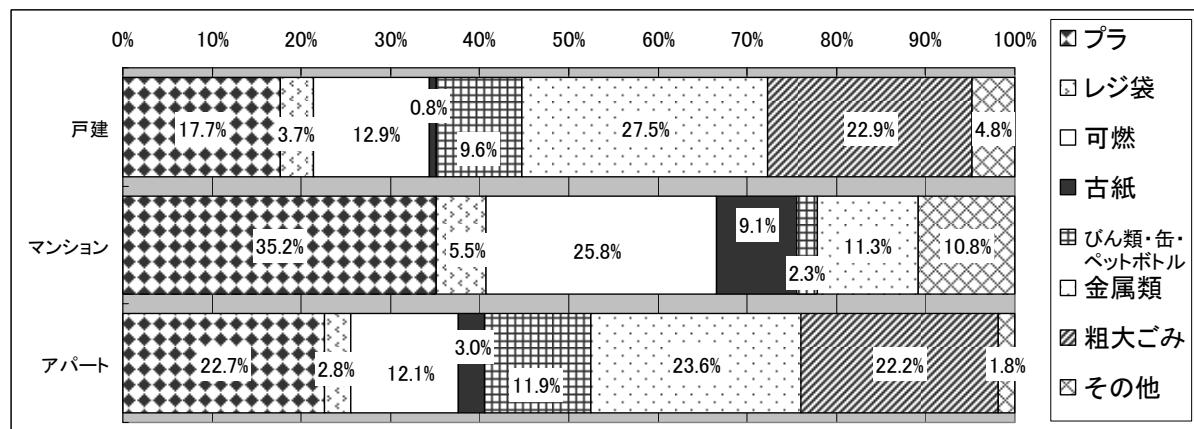


図3－2－11 不燃ごみ中の不適正物の内訳

(5) 組合におけるごみ質分析結果

図3－2－12に柳泉園組合における可燃ごみの三成分値^{※1}を示します。三成分値（平成18年度～平成22年度）の平均値は、水分が45.8%、灰分が7.1%、可燃分が47.1%となっています。

図3－2－13に柳泉園組合における可燃ごみの種類組成を示します。柳泉園組合のごみの種類組成（平成18年度～平成22年度までの平均値）は、可燃分は、紙類が44.5%、プラスチックが20.0%、厨芥が9.3%、木・草が12.0%、繊維類が8.3%、その他が2.6%を占めており、不燃分においては、金属類が1.7%、石・ガラス類が1.6%となっています。

図3－2－14に可燃ごみの低位発熱量^{※2}を示します。低位発熱量（平成18年度～平成22年度）の平均値は、2,171kJ/kgとなっています。

※1 三成分値：ごみの性状を把握するために、可燃ごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの

※2 低位発熱量：可燃ごみの燃焼によって発生した熱量を示すもの

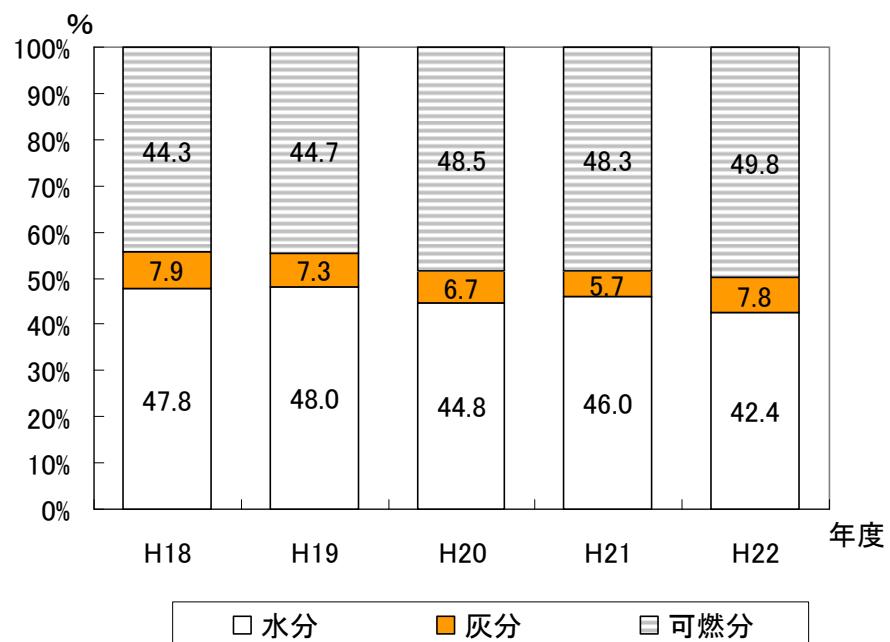


図3－2－12 ごみ質分析結果の推移（三成分）

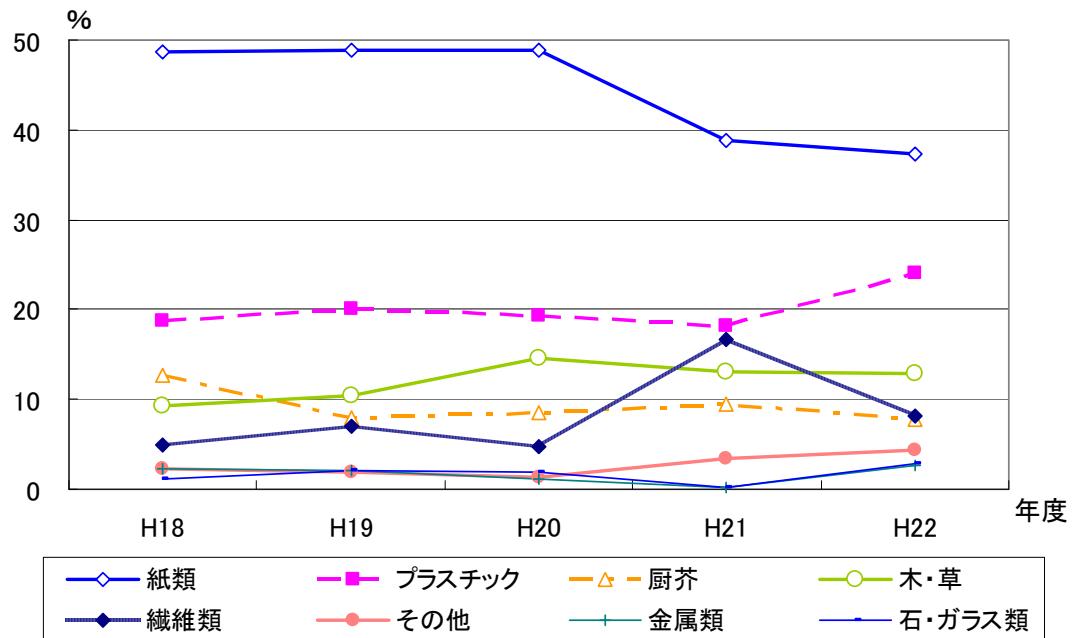


図3－2－13 ごみ質分析結果の推移（種類組成）

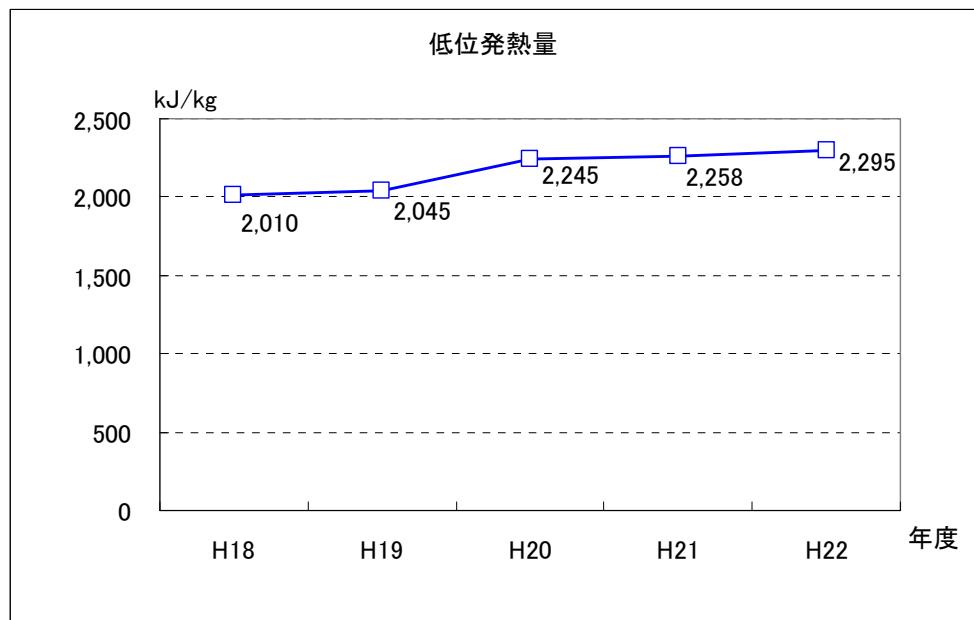


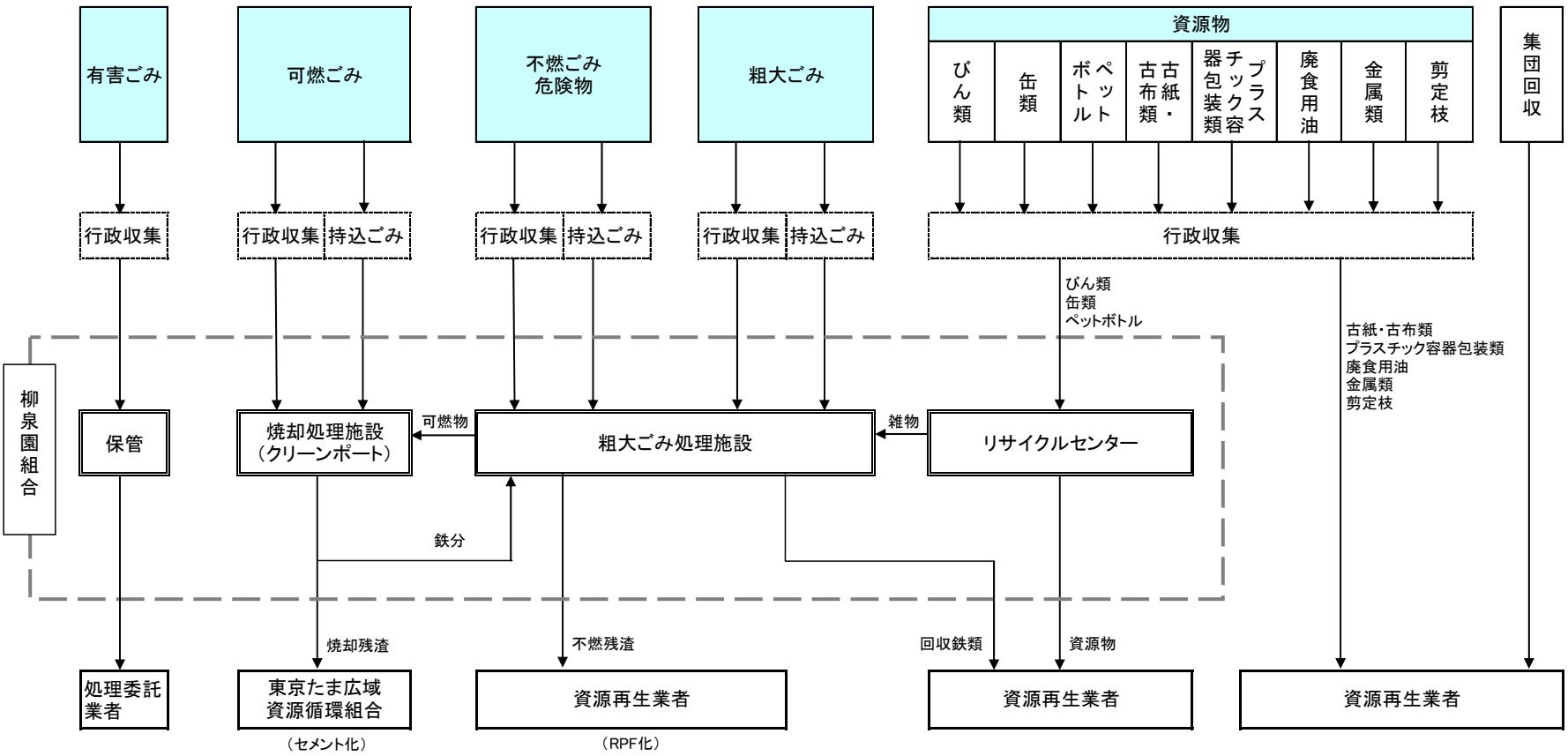
図3－2－14 ごみ質分析結果の推移（低位発熱量）

3－2－7 最終処分量

本市の最終処分量は、平成19年度以降、焼却残渣をエコセメント化施設に搬入しているため、0 t となっています。

3－2－8 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図3－2－15に示します。



3－2－9 ごみ減量化・再生利用の状況**1) 児童に対する環境教育**

ごみの施策（分別の仕方）や、ダンボールコンポスト等についての出前講座を実施しています。また、学校給食で発生する残飯の堆肥化も実施しています。

2) 広報活動・情報提供

収集日程表を配布しています。市報、ホームページと年3回発行している「エコ羅針盤」による情報提供も実施しています。また、廃棄物減量等推進員によるステーションの美化活動も行っています。

3) エコプラザの活用

平成20年3月に竣工したエコプラザ西東京で、りさいくる市を開催するなど、啓発活動を行っています。

4) 家庭系ごみ有料化の実施

平成20年1月から可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類について、有料化を実施しています。なお、平成22年10月から手数料を改定しました。

5) 生ごみ減量化処理機器等購入助成制度

生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器等について購入助成を行っています。表3－2－15に生ごみ処理機器等の購入助成金及び交付件数の実績を示します。交付件数は、平成19年度の399件をピークに年々減少し、平成22年度には81件となっています。

表3－2－15 生ごみ処理機器購入助成金及び交付件数の実績

年度 項目	H18	H19	H20	H21	H22
交付件数	131 (135)	399 (405)	203 (204)	140 (141)	81 (81)
助成金額 (円)	3,254,400	9,439,700	4,229,500	2,952,400	1,788,800

※()内は基数

※平成15年までは購入金額の1/2の助成 上限30,000円

※平成16年からは購入金額の1/2の助成 上限40,000円

6) 剪定枝の堆肥化

1度に多量に排出される剪定枝については堆肥化を実施しています。収集は市が行い、民間事業者に引き渡して堆肥化しています。

7) 集団回収

集団回収に参加する団体は増加傾向にあります。市では、年に1度、回収団体との懇談会を実施しています。表3-2-16に集団回収団体の実績、表3-2-17に集団回収による資源物回収量の実績を示します。

表3-2-16 集団回収団体の実績

項目 年度	実施団体数 (団体)	奨励金額 (円)	業者委託料 (円)
H18	366	22,753,381	8,574,230
H19	370	24,278,849	5,895,919
H20	370	24,064,376	4,624,574
H21	371	23,839,340	7,801,449
H22	371	23,458,736	7,850,945

表3-2-17 集団回収による資源物回収量の実績

項目 年度	H18	H19	H20	H21	H22
古紙布類 (t)	3,249	3,467	3,442	3,413	3,359
金属類 (t)	1	1	1	1	1
合計 (t)	3,250	3,468	3,443	3,414	3,360

8) 戸別収集の実施

有料化に合わせて、平成19年9月より戸別収集を実施しています。マンション、アパートでは、フックを使用したユニークな収集方法もとられています。

9) ふれあい収集

市では、ごみ出しが困難な対象基準に該当する高齢の方や障害のある方について、申し込みにより戸別訪問収集を実施しています。

10) 焼却残渣のエコセメント化と不燃物のRPF化

最終処分場である二ツ塚処分場では、柳泉園組合で焼却した焼却残渣のエコセメント化を平成18年度から実施しています。また、不燃残渣については、RPF化を行っています。

3-2-10 多摩地域の市町村との比較検討

1) 多摩地域との比較

ごみ処理状況についての多摩地域の市町村との比較分析表を図3-2-16、表3-2-18に示します。本データは多摩地域ごみ実態調査^{※1}（平成22年度統計）に基づきます。

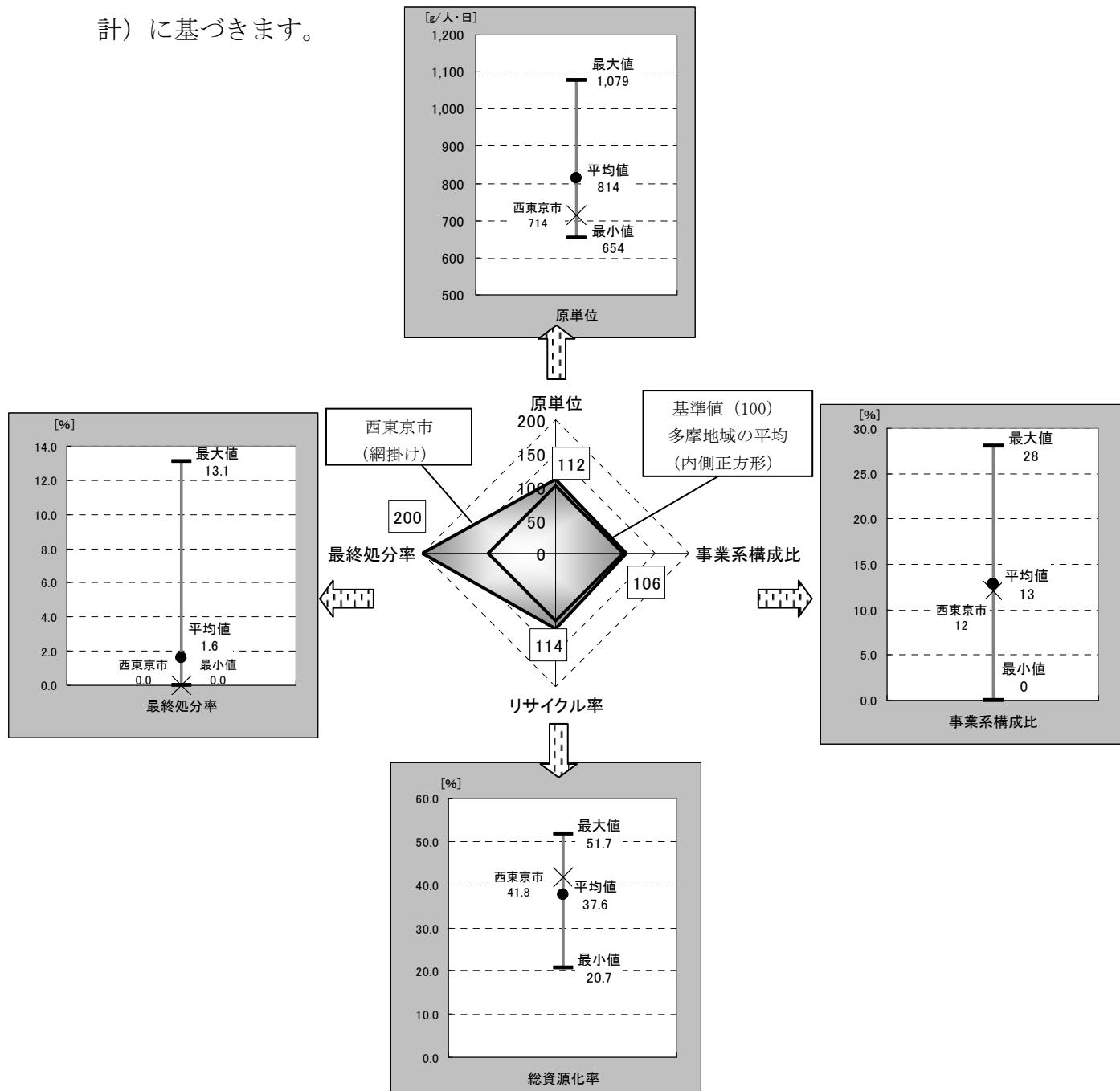


図3-2-16 多摩地域の市町村との比較^{※2} (平成22年度)

※1 多摩地域ごみ実態調査 平成22年度統計(平成23年8月発行)財団法人東京都市町村自治調査会に基づく、30市町村を比較の対象としている。

※2 レーダーチャート:多摩地域全体の平均値を基準値(100)とした比較による評価

第3章 ごみ処理基本計画

表3－2－18 多摩地域の市町村の比較表

市区町村名	人口 (人)	原単位 (g/人・日)	ごみ排出量				家庭系・事業系構成比		再資源化量、最終処分量			
			家庭系 ごみ (t/年)	集団 回収量 (t/年)	事業系 ごみ (t/年)	合計 (t/年)	家庭系 ごみ (%)	事業系 ごみ (%)	再資源化量 (t/年)	最終処分量 (t/年)	比 率 総資源化率 (%)	最終処分率 (%)
西東京市	195,305	714	41,164	3,360	6,342	50,866	88	12	21,245	0	41.8	0.0
八王子市	563,253	831	121,315	10,845	38,630	170,790	77	23	56,502	682	33.1	0.4
立川市	178,561	887	39,703	4,398	13,696	57,797	76	24	21,155	429	36.6	0.7
武藏野市	138,294	950	35,108	3,295	9,562	47,965	80	20	18,376	0	38.3	0.0
三鷹市	179,811	742	39,818	3,647	5,261	48,726	89	11	22,304	0	45.8	0.0
青梅市	139,932	865	32,586	4,633	6,981	44,200	84	16	15,879	59	35.9	0.1
府中市	251,396	712	49,305	7,276	8,759	65,340	87	13	28,302	0	43.3	0.0
昭島市	113,697	822	26,306	1,833	5,958	34,097	83	17	12,660	138	37.1	0.4
調布市	221,441	744	51,376	4,480	4,309	60,166	93	7	30,471	0	50.6	0.0
町田市	424,669	838	90,192	11,364	28,401	129,957	78	22	42,296	4	32.5	0.0
小金井市	115,351	654	25,402	1,367	761	27,530	97	3	14,223	134	51.7	0.5
小平市	184,216	781	45,874	2,320	4,301	52,495	92	8	18,456	74	35.2	0.1
日野市	177,700	723	38,648	1,683	6,588	46,919	86	14	17,165	42	36.6	0.1
東村山市	153,278	744	32,342	3,111	6,173	41,626	85	15	18,009	0	43.3	0.0
国分寺市	117,773	793	28,558	2,379	3,141	34,078	91	9	14,113	100	41.4	0.3
国立市	74,623	824	17,912	1,456	3,063	22,431	86	14	7,574	0	33.8	0.0
福生市	60,149	838	15,165	1,437	1,790	18,392	90	10	6,810	155	37.0	0.8
狛江市	77,142	763	18,178	1,498	1,800	21,476	92	8	7,985	0	37.2	0.0
東大和市	83,928	789	20,829	980	2,364	24,173	90	10	8,868	16	36.7	0.1
清瀬市	74,055	715	15,881	1,376	2,060	19,317	89	11	7,257	0	37.6	0.0
東久留米市	116,785	800	26,088	3,874	4,118	34,080	88	12	12,975	0	38.1	0.0
武蔵村山市	71,611	809	18,570	763	1,816	21,149	91	9	7,495	16	35.4	0.1
多摩市	147,592	867	31,578	4,707	10,417	46,702	78	22	16,292	61	34.9	0.1
稻城市	84,442	783	18,861	2,187	3,076	24,124	87	13	7,876	0	32.6	0.0
羽村市	57,746	848	14,050	1,138	2,681	17,869	85	15	6,775	72	37.9	0.4
あきる野市	81,852	865	23,775	2,080	0	25,855	100	0	6,901	3,160	26.7	12.2
瑞穂町	34,277	930	9,126	409	2,101	11,636	82	18	4,146	86	35.6	0.7
日の出町	16,503	855	4,582	569	0	5,151	100	0	1,064	677	20.7	13.1
檜原村	2,704	866	827	28	0	855	100	0	225	106	26.3	12.4
奥多摩町	6,239	1,079	1,711	54	691	2,456	72	28	721	148	29.4	6.0
平均	—	814	—	—	—	—	87	13	—	—	37.6	1.6

※ 多摩地域ごみ実態調査（平成22年度統計）

2) 多摩地域との比較による主な相違点

(1) 原単位

本市の原単位は 714 g/人・日となっており、多摩地域の原単位の平均値 814 g/人・日を下回っています。(図 3-2-16、表 3-2-18)

(2) 事業系ごみの比率

本市のごみ排出量に占める事業系ごみの割合は 12%で、多摩地域の平均値 13%を下回っています。(図 3-2-16、表 3-2-18)

(3) 総資源化率

本市の総資源化率は 41.8%で、多摩地域の平均値 37.6%を上回っています。(図 3-2-16、表 3-2-18)

(4) 最終処分率

本市の最終処分率は、0%で、多摩地域の平均値 1.6%を下回っています。(図 3-2-16、表 3-2-18)

3-2-1-1 課題の整理

課題1 ごみの排出抑制

本市のごみ排出量及び原単位は、ごみ有料化、戸別収集、プラスチック類の分別収集の実施等に伴い減少傾向を示しています。

また、原単位は、国平均や類似都市の平均に比較して格段に低い状況にあります。(図3-2-2、図3-2-16、表3-2-18参照)

排出量のリバウンドを抑制するとともに、循環型社会の形成を目指して更なるごみの減量化を推進していくことが課題となります。

- 排出量のリバウンドの抑制
- さらなる発生抑制・資源化の推進

課題2 ごみの資源化

集団回収量、直接資源化量等に関しては平成19年度以降ほぼ横ばいで推移しており、集団回収の活動の活性化、資源の分別徹底が課題となっています。

また、ごみの組成において割合の高い、紙類、生ごみ、容器包装以外のプラスチック類の分別資源化についての検討が必要です。

- 集団回収の活動の活性化
- 資源の分別徹底
- 新たな分別区分の検討

課題3 事業系ごみ対策

事業系ごみは排出者責任で処理・資源化することが原則であることから、事業系ごみに対する発生抑制・減量化の取り組みを推進しています。各種リサイクル法に基づくリサイクルルートの活用、構築及び今後、法の改正や新法の施行に合わせて事業者への周知徹底を図ることが課題となっています。

- 事業系ごみ発生抑制
- 事業者の自己処理の継続

課題4 排出の適正化、収集・運搬の効率化

戸建住宅における戸別収集はほぼ徹底されており、今後は集合住宅などにおけるフック方式の戸別排出を普及し、発生抑制、分別の徹底を図ることが課題となっています。

- 集合住宅に対する戸別収集の徹底
- 新たな分別区分への対応

課題5 安全で安定した処理

本市、清瀬市、東久留米市の3市による共同処理、多摩地域25市1町における焼却残渣のエコセメント化、民間活用による不燃残渣のRPF化等について安全で安定した処理を継続することが課題となります。

- 安定した共同処理の継続
- 民間活用によるリサイクルの推進

課題6 処分量の削減

ごみの発生抑制及び資源化を推進し、処分量を削減することにより、既存最終処分場の延命化を図ることが課題となります。

- 発生抑制、資源化の推進による処分量の削減

3-3 ごみ処理の基本方針

3-3-1 基本目標

西東京市では、家庭ごみの有料化、可燃ごみ、不燃ごみ等の戸別収集、プラスチック容器包装類の分別収集の実施により、ごみ排出量が大幅に減少しました。市民にもごみの発生抑制や資源化についての自覚と自信が芽生えてきていると思われます。取り組みの周知徹底と充実を図り、更なるごみの資源化・減量化を推進することが重要です。

それにより貴重な資源を有効に活用し、環境負荷を軽減した循環型社会の構築を念頭に置き、西東京市における豊かな暮らしを次世代に引き継ぎ持続的な発展を遂げるために、ごみ処理基本計画の基本目標を次のとおりとします。

《ごみ処理計画の基本目標》

西東京市において循環型社会の構築を進展するために、市民一人ひとりが個々に、あるいは連携して省資源・省エネルギー化に努め、ごみの発生抑制や再使用、資源化を推進します。市は市民の取り組みを支援し、また、資源が循環しやすいまちづくりを目指します。

- ◆天然資源の消費を減らし、環境負荷が少なく、資源が循環して活用されるまち
- ◆ごみの排出者責任、自己管理責任が市民、事業者に根付いているまち
- ◆ごみの減量化・資源化に向けて、市民・事業者・行政が協働するまち
- ◆地域の民間事業者が有するリサイクル技術・処理技術が活かせるまち
- ◆多様な循環型社会基盤が整備され、市民がリサイクルに取り組みやすいまち
- ◆処理・処分体制が充実し、快適な生活環境が保全されるまち

3－3－2 基本方針

基本目標を達成していくため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

方針1：市民・事業者・行政の協働によるごみの発生抑制・資源化の推進

ごみの発生抑制・資源化を最優先事項とし、市民は環境に配慮したライフスタイルに移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任^{※1}を踏まえた事業活動を行い、行政は市民・事業者の取り組みを促すための施策を実施するなど、三者の協働による取り組みを推進していきます。

方針2：環境負荷の少ないごみの適正処理・処分の実施

ごみを効率的・効果的に資源化するため、分別の徹底を図ります。さらに、柳泉園組合における共同処理による資源化とエネルギー活用^{※2}を推進します。

3－3－3 取り組みの体系

取り組みの体系を図3－3－1に示します。

※1 拡大生産者責任：事業者に対して、物のライフサイクル（設計、製造、流通、販売、消費、排気の流れ）における環境保全、資源循環に係る社会的責任を求ること

※2 エネルギー活用：ごみ処理焼却施設で発生する余熱利用（発電、温水供給等）

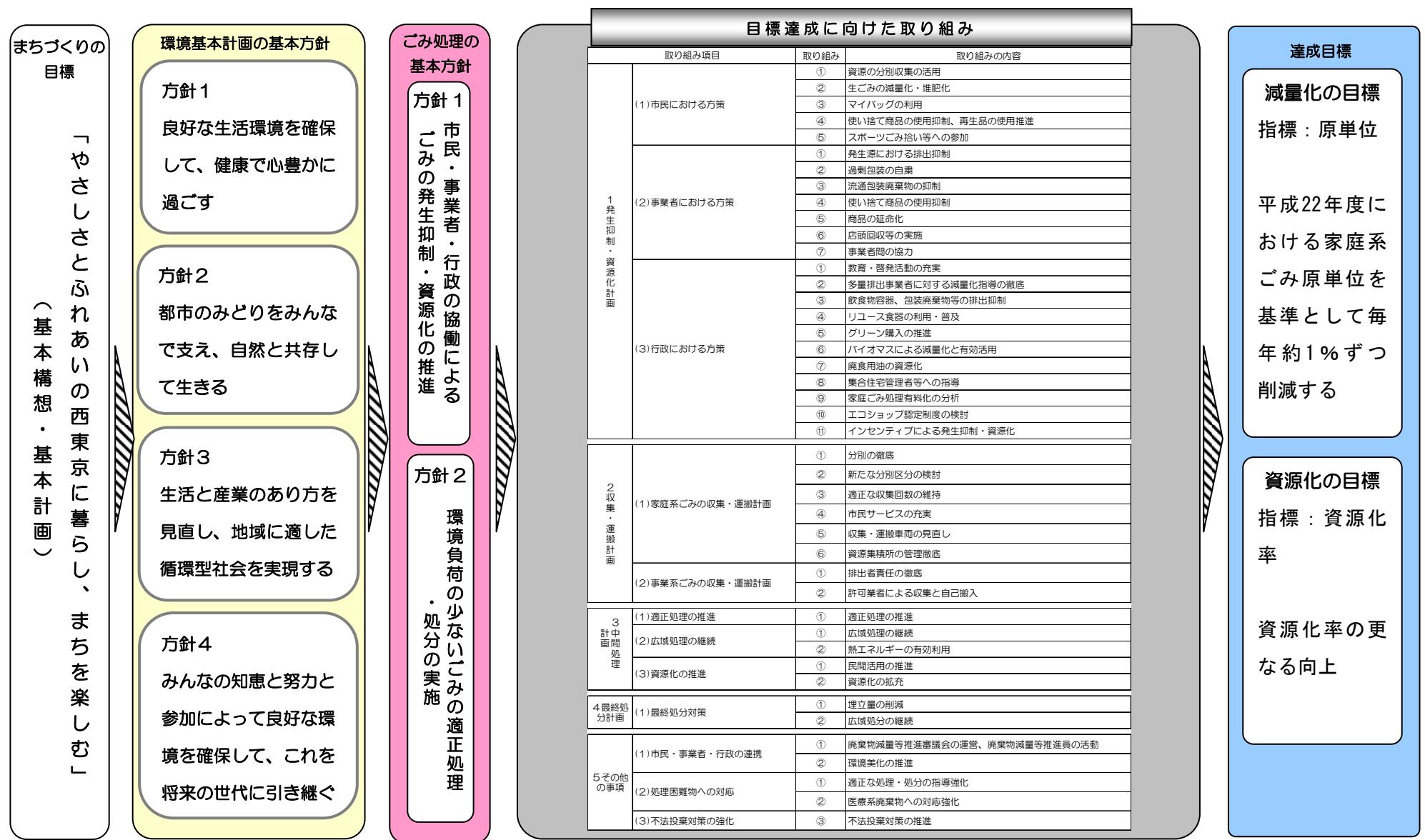


図3-3-1 取り組みの体系

3-3-4 基本目標達成のための役割

基本目標を達成するため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

市民・事業者・行政の役割

市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

大量生産・大量消費・大量廃棄に根ざしたライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルにしていくことが求められています。

市民や市民団体が行っているリサイクル活動、資源物の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収など、身近なところで実施されているリユース・リサイクル活動に参加したり、耐久性のある製品や再生利用しやすい製品の購入を心がけたりするなど、取り組みやすいことから実践していくことが大切です。

事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚し、発生・排出抑制、資源化によりごみの減量を図るとともに、適正処理を推進する必要があります。

再使用や資源化を考慮した製品開発、使用後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備などが重要です。

併せて、製品の販売に際しては、環境負荷の低減を図ったり、資源の浪費を抑制する製品を多く取り揃えるとともに、不用になった製品の資源化方法のPR、過剰包装の自粛、店頭回収の工夫に努めるなど、市民がごみの発生抑制やリユース・リサイクルに取り組みやすい仕組みをつくっていくことが大切です。

また、事業活動の中で廃棄物の有効活用を進め、ゼロエミッション^{※1}社会の実現を目指していくことも求められています。

※1 ゼロエミッション：ある産業の副産物や廃棄物を別の産業において有効利用することにより、ごみをリサイクルし埋立処分される量をゼロにすること

行政の役割

市は、自ら率先して発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、グリーン購入に努めます。

市民や事業者に対しては、環境に関する情報や学習機会の提供に努めるとともに、自発的にごみの発生抑制や資源化活動に取り組んでいる市民や事業者などに対する支援を行い、市民・事業者との連携を強化します。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、ごみの分別区分や収集体制を見直すなど、新たな施策を立案・実施します。

また、ごみの適正な処理・処分を推進するために、近隣する市との広域的な協力体制の継続・発展に努めます。

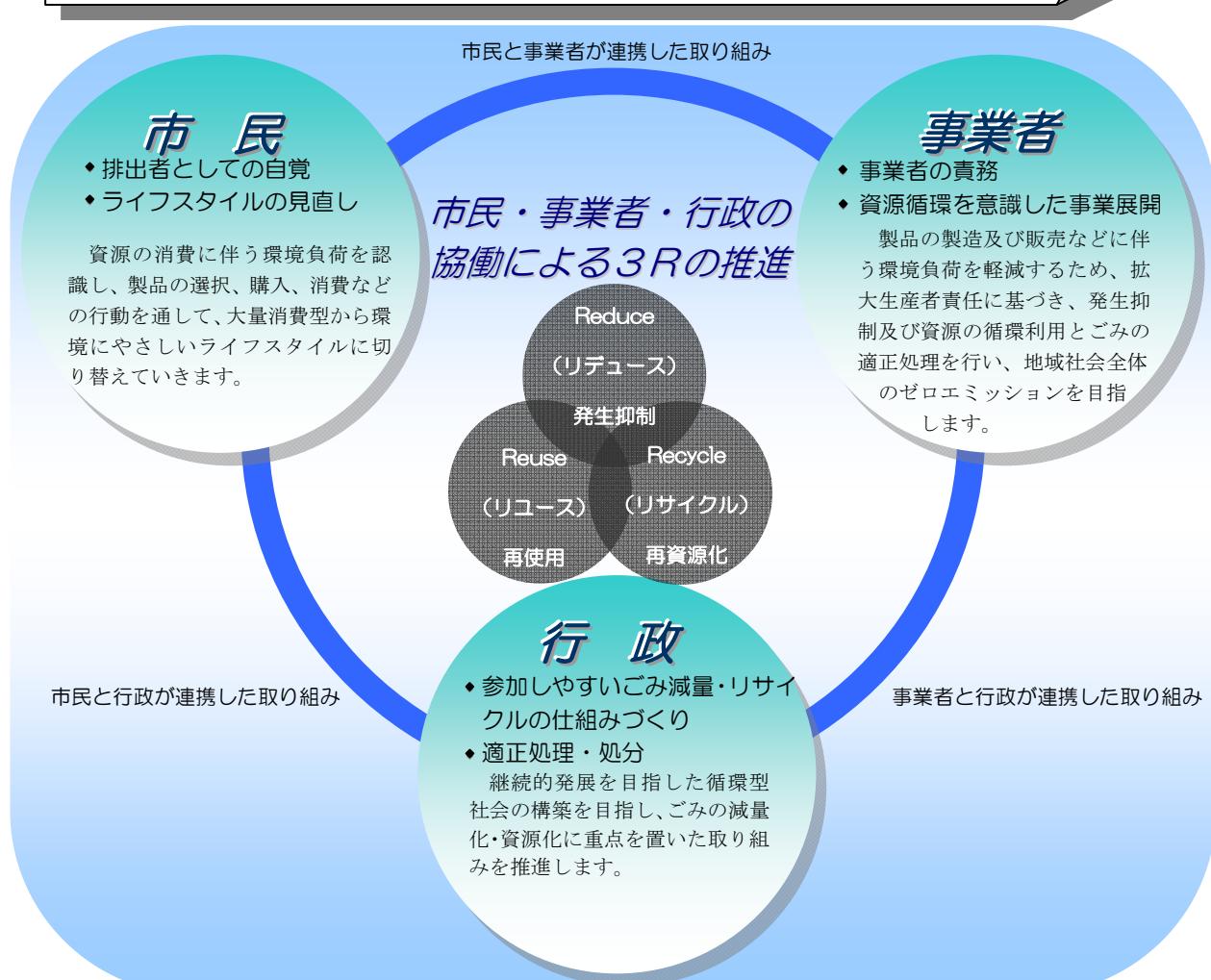


図3-3-2 市民・事業者・行政の役割（イメージ）

※1 3R:Reduce(リデュース:発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の頭文字をとったもの

3-3-5 達成目標の設定

1) 計画目標値（短期目標（平成28年度）・長期目標（平成33年度））

平成28年度を短期目標年度、平成33年度を長期目標年度とし、資源化・減量化目標を設定します。

平成22年度実績を基準とし、資源化・減量化の進行を計る指標には、以下のものを用います。

① 家庭ごみ原単位 = (可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 有害ごみ)

家庭から排出される、1人1日当たりの平均ごみ量 (g/人・日)。

② ごみ排出量 = (家庭ごみ + 自己搬入可燃ごみ)

家庭から排出されるごみと、柳泉園組合へ搬入されるごみ量の合計 (t/年)。

③ ごみ原単位 = (家庭ごみ + 分別回収資源物)

(① + 資源物の収集量) (g/人・日)。

「多摩地域ごみ実態調査」での掲載値であり、多摩地域内の他市町村との比較に利用。

④ 資源化率 = 資源物排出量 / (資源物排出量 + ごみ排出量)

資源物 = (分別回収 + 集団回収)

資源化の推進状況を計る指標 (%)。

(1) 短期目標（平成28年度）

平成28年度の短期目標を以下のとおりとします。

家庭ごみ：平成22年度実績に対し6%、22gの削減を目指します。

原単位 (毎年1%ずつ削減)

ごみ排出量：平成22年度実績に対し3%、945tの削減を目指します。

資源化率：平成22年度実績に対し2%上昇の35.5%を目指します。

表3-3-1 減量・資源化短期目標値

区分	単位	平成22年度	平成28年度 (短期目標)	説明
家庭ごみ原単位	g/人・日	387	365	約22g削減 約6%削減
ごみ排出量	t/年	33,938	32,993	約945t削減 約3%削減
ごみ原単位	g/人・日	577	564	約13g削減 約2%削減
資源化率	%	33.3	35.5	約2%上昇

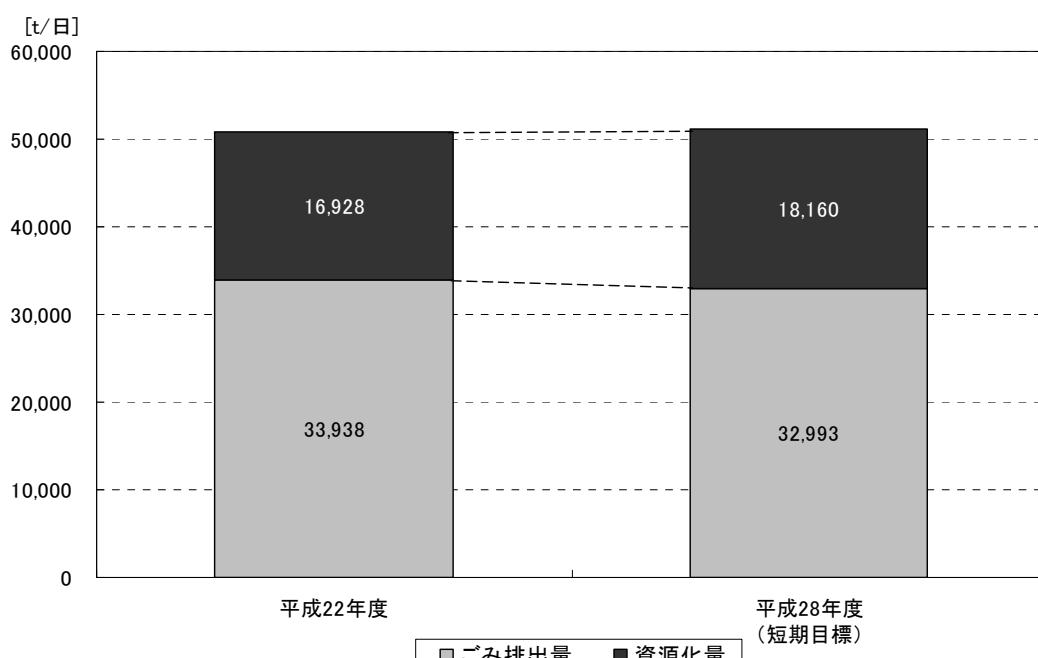


図3-3-3 短期目標値

(2) 長期目標（平成33年度）

平成33年度の長期目標を以下のとおりとします。なお、社会・経済情勢の変化や技術革新、また国・東京都における方針や法律・制度の変更など、諸条件に変動があった場合においては、見直しを行うこととします。

家庭ごみ：平成22年度実績に対し10%、40gの削減を目指します。

原単位（毎年1%ずつ削減）

ごみ排出量：平成22年度実績に対し9%、2,885tの削減を目指します。

資源化率：平成22年度実績に対し4%上昇の37.1%を目指します。

表3-3-2 減量・資源化長期目標値

区分	単位	平成22年度	平成33年度 (長期目標)	説明
家庭ごみ原単位	g/人・日	387	347	約40g削減 約10%削減
ごみ排出量	t/年	33,938	31,053	約2,885t削減 約9%削減
ごみ原単位	g/人・日	577	551	約26g削減 約5%削減
資源化率	%	33.3	37.1	約4%上昇

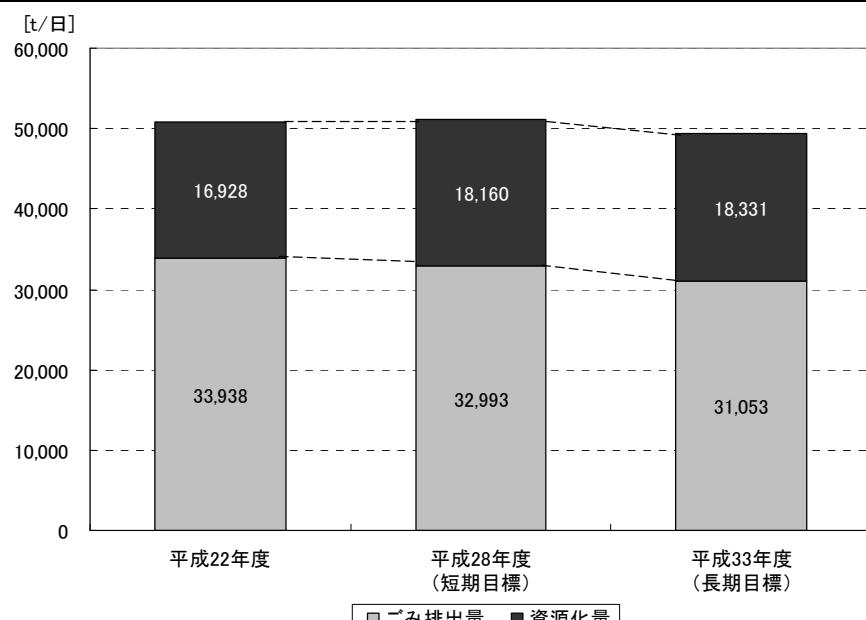


図3-3-4 短期及び長期目標値

3-4 ごみ処理基本計画

3-4-1 発生抑制・資源化計画

市民、事業者、行政が連携して行動することにより、3Rを推進します。主体ごとの取り組みの体系を表3-4-1に示します。

表3-4-1 主体ごとの取り組みの体系

取り組み項目		取り組み	取り組みの内容
1 発生 抑制 ・ 資源化 計画	(1)市民における方策	①	資源の分別収集の活用
		②	生ごみの減量化・堆肥化
		③	マイバッグの利用
		④	使い捨て商品の使用抑制、再生品の使用推進
		⑤	スポーツごみ拾い等への参加
	(2)事業者における方策	①	発生源における排出抑制
		②	過剰包装の自粛
		③	流通包装廃棄物の抑制
		④	使い捨て商品の使用抑制
		⑤	商品の延命化
		⑥	店頭回収等の実施
		⑦	事業者間の協力
	(3)行政における方策	①	教育・啓発活動の充実
		②	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
		③	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
		④	リユース食器の利用・普及
		⑤	グリーン購入の推進
		⑥	バイオマスによる減量化と有効活用
		⑦	廃食用油の資源化
		⑧	集合住宅管理者等への指導
		⑨	家庭ごみ処理有料化の分析
		⑩	エコショップ認定制度の検討
		⑪	インセンティブによる発生抑制・資源化

1-(1) 市民における方策

市民は、自らが次に示す行動を実践するとともに、事業者や行政が実施する取り組みに協力して、発生抑制、資源化に取り組みます。

1-(1)-① 資源の分別収集の活用

市民は、行政が行っている資源の分別収集を活用し、資源化を推進します。

1-(1)-② 生ごみの減量化・堆肥化

市民は、可燃ごみの減量化を図るため、生ごみの水切りの徹底と生ごみ処理機等を活用した堆肥化を推進します。

1-(1)-③ マイバッグの利用

ごみの中には紙袋、包装紙、プラスチック製の袋、包装用シート等、各種の包装用品のごみが含まれています。市民は、買い物時にマイバッグを利用し、過剰包装を断ることにより、包装材の発生を抑制します。

1-(1)-④ 使い捨て商品の使用抑制、再生品の使用推進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために、市民は、使い捨て商品の使用抑制と、再生品の選択、使用に努めます。

1-(1)-⑤ スポーツごみ拾い等への参加

市民主体で行われるスポーツごみ拾い、フリーマーケット等のイベントに参加し、楽しみながら、ごみの発生抑制、資源化の意識を高めるとともに、市民活動の輪を広げます。

1-(2) 事業者における方策

事業者は、拡大生産者責任に則り、自らが次に示す行動を実践するとともに、市民や行政が実施する取り組みにも協力して、発生抑制、資源化に取り組みます。

1-(2)-① 発生源における排出抑制

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。

○廃棄物管理責任者講習会への参加

1－(2)－② 過剰包装の自粛

事業者は、過剰包装を自粛し、再使用・再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生を抑制します。

1－(2)－③ 流通包装廃棄物の抑制

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。

1－(2)－④ 使い捨て商品の使用抑制

事業者は、使い捨て商品の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

1－(2)－⑤ 商品の延命化

事業者は、アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

1－(2)－⑥ 店頭回収等の実施

事業者は、店舗や事業所の空きスペースを市民との協働による資源物の店頭回収等の活動拠点として活用します。

1－(2)－⑦ 事業者間の協力

事業者は、ゼロエミッションを目指して事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。

1－(3) 行政における方策

行政は、自らが模範となるように、次に示す行動を実践するとともに、市民、事業者と協力して、発生抑制、資源化に取り組みます。

1－(3)－① 教育、啓発活動の充実

ア 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にする心を育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。

○副読本の作成、配布

- 環境講座の開催回数の増加
- 電子紙芝居の作成、公表（DVD の学校への配布、市ホームページでの公開等）

イ 学習機会の充実

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために各種の学習機会を設けます。

- 生ごみ堆肥化、リユースの方法などに関する出前講座の開催

ウ 情報の提供

市民・事業者に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報を広報紙、ホームページ、説明会等を活用して提供します。

- エコ羅針盤による定期的な啓発や市掲示板及びチラシによるポイント（特に重要な事項等）を絞った情報提供

- 市報、市ホームページにおける情報の充実

- 市民、市民団体等の実践行動の紹介

- 環境フェスティバル、りさいくる市、市民まつり等における広報活動

- 繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを選択するよう啓発します。

- 不要品の再使用を促進するため、不要品の情報収集・提供及び市民が不要となった物を持ち寄り交換するための場の提供などを推進します。

- 水切りの方法やグッズに関する情報収集、有効な取り組みの紹介を推進します。

- ボランティアに対するごみ袋の無料配布のPR

エ 地域における活動の活性化

地域の市民団体、N P O、自治会等の活動を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

また、地域コミュニティにおける人と人の結びつきを強め、単身者や外国人も含めた地域活動や排出ルールの遵守を促進します。

- 集団回収の周知

- 集団回収実施団体の意見交換会の定期的な開催、取り組みの改善

- 大規模マンション等の集合住宅の建設、宅地開発等が行われる際は、入居者へ排出ルールや集団回収の周知徹底を図る

- 不用品交換、バザー、フリーマーケットの開催等の情報提供
- 地域における活動の核となる市民の育成、支援
- ボランティアに対するごみ袋の無料配布

オ エコプラザ西東京における事業の周知及び活用

エコプラザ西東京において実施している、家具等の再生、りさいくる市、各種講座等の事業の周知・活用を図ります。また、市民及び市民団体等の環境学習、活動拠点としての利用を促進します。

市民主体の不用品交換システム等、市民のアイデアを活かした試行的な活動の場としての利用を図ります。

カ 事業者の発生抑制・資源化

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう指導を徹底します。事業所を訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行いごみの発生抑制を促進します。

また、市民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援します。

- 事業者向け減量化・資源化マニュアルの作成・配布
- 立ち入り調査、直接指導の実施

1-(3)-② 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行います。

- 事業系ごみの排出実態調査による現状の把握
- 減量化・資源化計画の策定を指導

1-(3)-③ 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

マイバッグ運動を展開し、レジ袋等の削減を推進します。

- 事業者と市が共同で店頭回収をPR
- 多摩地区あるいは東京都全域におけるレジ袋無料配布中止の検討

1-(3)-④ リユース食器の利用・普及

マイカップ、マイ箸、マイ容器の利用を推進します。

イベントなどにおけるリユース食器の利用を普及します。

○スーパー、コンビニエンスストア、飲食店等との共同キャンペーン

○環境フェスティバル、市民まつり等におけるリユース食器の利用徹底

1-(3)-⑤ グリーン購入の推進

再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、市は率先して環境に配慮した物品等の調達を推進するとともに、環境に配慮した物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

○市役所などにおけるグリーン購入の徹底

1-(3)-⑥ バイオマスによる減量化と有効活用

ア 生ごみ減量化、資源化

生ごみ減量化（水切り、堆肥化）の方法や事例について市報やホームページへ掲載し、市民への周知を図ります。

生ごみ減量化処理機器購入助成制度の周知と活用を促進します。

○生ごみ減量化の方法の紹介

○処理機の利用者の成功例の紹介

○市民団体等と連携して処理機の上手な使い方を啓発

イ エコ・クッキングの励行の啓発

料理の際に発生する残飯などの発生を抑制するため、食材を無駄なく使うエコ・クッキングの方法について講習会などを開催し啓発に努めます。

○生涯学習、出前講座等での紹介

○エコ・クッキングナビゲーターの活用

ウ 生ごみ堆肥の農地還元モデルの検討

生ごみ堆肥化により生成される堆肥を西東京市内の農家に還元し循環するシステムについて調査・研究する。

○JA、農家、民間事業者等との共同研究

エ 草木の有効利用

剪定枝の堆肥化事業を継続するとともに、都、民間の研究機関、リサイクル事業者等と連携し、草木の利活用の普及について調査・研究します。

- 都、民間の研究機関、リサイクル事業者等との共同研究

1－(3)－⑦ 廃食用油の資源化

回収した廃食用油を業者に引き取ってもらいインク、塗料等に活用します。

1－(3)－⑧ 集合住宅管理者等への指導

集合住宅等に関しては、ごみの分別や排出ルールが守られていないケースがあり、集合住宅等の管理者、所有者に対し、集合住宅から発生する廃棄物の管理徹底を行います。

- 管理者・所有者による入居者への排出ルールの徹底指導
- ルール違反が著しい集合住宅への個別指導
- フック式戸別排出方式の普及

1－(3)－⑨ 家庭ごみ処理有料化の分析

ごみ有料化実施後のごみ排出量、処理経費、市民意識等の変化を分析、検証し、必要に応じ制度の見直しを行います。

1－(3)－⑩ エコショップ認定制度の検討

過剰包装の抑制、資源物の店頭回収等、ごみ発生抑制・資源化に取り組む店舗をエコショップに認定し、地域における取り組みの活性化を図っている事例があり、こうした都市における実績や成果について調査し、本市における導入の可能性を検討します。

1－(3)－⑪ インセンティブによる発生抑制・資源化

ごみの発生抑制や資源化の取り組みによる一定の成果に対して表彰するなどインセンティブ効果が期待できるシステムの構築について調査・研究します。

取り組みのイメージを次に示します。

- 分別が徹底されている集合住宅の管理者の表彰
- 店頭回収を推進する事業者の支援（HPでPR等）
- 廃品回収について、基準以上の成果を上げた市民団体については、奨励金を配当する等

3-4-2 収集・運搬計画

市民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が迅速かつ衛生的に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

収集・運搬における取り組みの体系を表3-4-2に示します。

表3-4-2 収集・運搬における取り組みの体系

取り組み項目		取り組み	取り組みの内容
2 収集・ 運搬 計画	(1)家庭系ごみの収集・運搬計画	①	分別の徹底
		②	新たな分別区分の検討
		③	適正な収集回数の維持
		④	市民サービスの充実
		⑤	収集・運搬車両の見直し
		⑥	資源集積所の管理徹底
	(2)事業系ごみの収集・運搬計画	①	排出者責任の徹底
		②	許可業者による収集と自己搬入

2-(1) 家庭系ごみの収集・運搬計画

2-(1)-① 分別の徹底

市民に対して、「西東京市ごみの分け方・出し方」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。

排出者の責任を明確にし、分別の徹底を促進するため、戸別収集方式を継続します。分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

2-(1)-② 新たな分別区分の検討

基本的に現行の分別区分を継続します。

市では硬質プラスチックの資源化を試行的に行っており、その他の分別区分についてもそれぞれの効果等の調査・検証を行い、新たな分別区分として加えることについて検討します。

せとものや小型家電品の分別収集等、他市で取り組まれているリサイクルの情報を収集し、本市における採用の可能性について調査・研究します。

2-(1)-③ 適正な収集回数の維持

ごみの種類毎の収集回数は現状を維持します。

2-(1)-④ 市民サービスの充実

高齢者や障がい者等、ごみ出しや分別が困難な世帯を対象に、より適正な分別が図れるよう、ふれあい収集の充実に努めます。

2-(1)-⑤ 収集・運搬車両の見直し

ごみの排出量の推移を考慮し、収集・運搬車両台数等の見直しを行います。

また、収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては、低公害車の利用を推進します。

2-(1)-⑥ 資源集積所の管理徹底

自治会、廃棄物減量等推進員等と協力し、資源集積所の管理状況を定期的に監視し、資源集積所を利用する市民の自主的な管理を促進します。

2-(2) 事業系ごみの収集・運搬計画

2-(2)-① 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行います。

2-(2)-② 許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分に準じて、一般廃棄物処理業許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。

収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物処理量の推移を見極めたうえで、必要に応じ検討を行うこととします。

3－4－3 中間処理計画

分別収集されたごみの処理は、資源化を優先し、資源化できないものは、焼却処理を行い熱回収し、処理後に発生する残渣類は、減量化・有効利用を推進します。中間処理における取り組みの体系を表3－4－3に示します。

表3－4－3 中間処理における取り組みの体系

取り組み項目		取り組み	取り組みの内容
3 中間 処理 計画	(1)適正処理の推進	①	適正処理の推進
	(2)広域処理の継続	①	広域処理の継続
		②	熱エネルギーの有効利用
	(3)資源化の推進	①	民間活用の推進
		②	資源化の拡充

3－(1) 適正処理の推進**3－(1)－① 適正処理の推進**

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理により熱回収（サーマルリカバリー）を行い、資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。

3－(2) 広域処理の継続**3－(2)－① 広域処理の継続**

広域処理とは複数の自治体がお互いに協力してごみを共同処理することで、市単独で処理を行うよりも経済的、効率的な処理が可能となるものです。また、余熱利用なども多様化できるため低炭素社会の形成に寄与します。西東京市は、清瀬市、東久留米市とともに柳泉園組合における共同処理を継続します。

可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、びん類、缶類、ペットボトルを柳泉園組合で処理します。

なお、紙類・布類、金属類、廃食用油は直接資源化事業者へ搬出し、プラスチック容器包装類は民間事業者へ中間処理を委託して、いずれも資源化します。

3－(2)－② 熱エネルギーの有効利用

柳泉園組合において焼却処理に伴い発生する余熱を活用し、ごみ発電し場内の利用や電力会社へ売電するとともに、室内プール、浴場への熱供給等の事業を継続します。

3-(3) 資源化の推進

3-(3)-① 民間活用の推進

リサイクルに関して優れた技術やノウハウを有する民間事業者について、安全性、効率性、経済性、信頼性等を確認した上で積極的に採用し、市の資源化事業を活性化していきます。

3-(3)-② 資源化の拡充

残渣類（焼却残渣等）の有効活用、資源分別回収量の増加、新たな分別回収品目の設定に備え、資源化施設の整備、民間活用、広域処理の可能性などを検討し、資源化の拡充を図ります。

3-4-4 最終処分計画

今後とも最終処分ゼロを推進します。最終処分における取り組みの体系を表3-4-4に示します。

表3-4-4 最終処分における取り組みの体系

取り組み項目		取り組み	取り組みの内容
4最終処分計画	(1)最終処分対策	①	埋立量の削減
		②	広域処分の継続

4-(1) 最終処分対策

4-(1)-① 埋立量の削減

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源物の分別収集・資源化、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、埋立量ゼロを継続し、二ツ塚最終処分場を延命化します。

4-(1)-② 広域処分の継続

柳泉園組合で焼却処理後に発生する焼却残渣は、引き続き東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で資源化します。

なお、不燃残渣に関しては、RPF化して有効利用します。

3－4－5 その他の事項

ごみ処理に関する事項における取り組みの体系を表3－4－5に示します。

表3－4－5 ごみ処理に関する事項における取り組みの体系

取り組み項目		取り組み	取り組みの内容
5その他 の事項	(1)市民・事業者・行政の連携	①	廃棄物減量等推進審議会の運営、廃棄物減量等推進員の活動
		②	環境美化の推進
	(2)処理困難物への対応	①	適正な処理・処分の指導強化
		②	医療系廃棄物への対応強化
	(3)不法投棄対策の強化	③	不法投棄対策の推進

5－(1) 市民・事業者・行政の連携**5－(1)－① 廃棄物減量等推進審議会の運営、廃棄物減量等推進員の活動**

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取り組みの方向性を定めるために、西東京市廃棄物減量等推進審議会を運営します。また、地域レベルでのごみの発生抑制、資源化の取り組み、資源の分別排出の徹底などを推進するため、西東京市廃棄物減量等推進員の活動を支援します。

5－(1)－② まちの美化と安全を推進

西東京市におけるまちの美化の推進及び市民の安全を図るために、ポイ捨て・路上喫煙防止キャンペーン、環境美化運動（ごみゼロの日等）の実施、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報等による啓発を推進し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

5－(2) 処理困難物への対応**5－(2)－① 適正な処理・処分の指導強化**

行政が収集しないタイヤ、バッテリー等は、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

5－(2)－② 医療系廃棄物への対応強化

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関・薬局などによる回収等の促進及び医療機関・薬局と連携した適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。

5-(3) 不法投棄対策の強化

5-(3)-① 不法投棄対策の推進

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、広報等を通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図ります。

○土地所有者及び管理者に対する対策の要請

土地所有者及び管理者の管理責任を明確にし、管理の強化を要請します。柵や看板の設置を促す等、不法投棄対策の実施を呼びかけます。

○監視体制の強化

○民間への委託、市職員によるパトロール等定期的な監視体制の整備を推進します。

- ・巡回頻度の増加、巡回範囲の拡大
- ・廃棄物減量等推進員、自治会、市民ボランティア等による監視
- ・不法投棄の多発地帯における定期的な巡回・巡視

○ポイ捨て防止の看板の設置等による啓発

- ・不法投棄の著しい場所へ、注意、啓発を促す看板の設置を推進します。

○住民、各種団体との連携

市民、N P O等と連携した地域美化、清掃活動を推進します。

